

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の
認可(平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改
定(補正))について

(諮詢第3037号)

<目 次>

1 報告書	1
2 答申書(案)	53
2 申請概要	55
3 審査結果	66

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成24年3月23日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会

部会長 根岸 哲 殿

接続委員会

主査 東海 幹夫

報告書

平成24年1月23日付け諮問第3037号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(両社をして、以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当委員会の考え方)。
 - (1)NTT東日本に対し、平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うことを要請すること(考え方3)。
 - (2)1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、NTT東西に対し、需要の減少に応じたコスト削減の取組について、平成25年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告することを要請すること(考え方5)。
 - (3)光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区域情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に向け、具体的な開示方法等について、NTT東西に対し、現在関係事業者との間で進められている協議を通じ、できる限り速やかに成案を得ることを要請すること(考え方6)。
 - (4)NTT東西に対し、光配線区画の見直しに当たり、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めるとともに、できる限り早期に実施するよう取り組むことを要請すること。また、透明

性と予見性を確保する観点から、見直しの状況について、平成24年6月末までに総務省に報告するとともに、その後半年ごとに、見直しが完了するまでの間、総務省に報告することを要請すること(考え方12)。

- 3 なお、本件は、平成23年1月25日付け諮問第3029号をもって諮問され、一部条件を付して認可することが適當と答申した第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更(以下「当初変更」という。)に関連している。本件は当初変更の内容を補正することから、当初変更に係る認可の際に付した条件のうち、継続的に履行が必要なものについては、引き続きその履行を求めることが適當である。

(以上)

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正))

1. 総論

意 見	再 意 見	考 え 方 (案)
<p>意見1 国民のブロードバンドの利活用の更なる促進に向けて、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら接続料水準の低廉化を図るとともに、NTT東西の保有するボトルネック設備の利用について、その当然の責務として線路敷設基盤の利用環境の整備を進め、多様な選択肢の中からユーザがサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要。</p>		考え方1
<p>○1. 基本的な考え方 我が国の FTTH の普及については、2010 年度末時点における整備率は 92.7% に達している一方で、利用率は 37.8% に留まっており、利用率の向上が課題となっています。このため、「光の道」構想実現にむけて 取りまとめ」(平成 22 年 12 月 14 日報告)において、2015 年頃を目指すすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標として、「インフラの高度化や ICT の利活用促進」、「料金の低廉化とサービスの多様化」を推進することが適当とされ、また、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成 23 年 12 月 20 日答申)においては、「線路敷設基盤の開放による設備競争の促進」の必要性がまとめられたところです。</p> <p>光ファイバ接続料については、情報通信行政・郵政行政審議会において分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められているところですが、ブロードバンド普及の推進にあたっては、競争を通じた技術革新や新たなサービスの成果が国民にもたらされるよう、これまで機能してきた設備競争を損なわな</p>	<p>○ 国民のブロードバンド利活用に向けた普及促進を図るためにには、多様な事業者の参入促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じ、ユーザ利便の向上を図ることが適当である。具体的な方策を検討するにあたっては、各電気通信事業者が自ら構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する設備競争と、自ら構築したネットワーク又は他の電気通信事業者の構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供するサービス競争のバランスを確保しながら推進することが重要である。</p> <p>また、線路敷設基盤の在り方については、平成 23 年 12 月 20 日付情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進に向けた環境整備の在り方について」(以下「ブロードバンド答申」という。)において、設備競争を促進するためには、固定ブロードバンドのインフラ敷設を支える電柱・管路等の線路敷設基盤の開放が重要な役割を果たすとの認識が示され、必要な施策の実施が求められている。</p>	

<p>いことに留意しながら、サービス競争をバランスよく組み合わせて競争を促進していく必要があると考えます。</p> <p>国民のブロードバンドの利活用の更なる促進に向けて、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら接続料水準の低廉化を図るとともに、NTT 東・西が保有するボトルネック設備の利用においては、国民の利便向上の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、NTT 東・西の当然の責務として線路敷設基盤の利用環境の整備を進め、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を推し進めすることが重要です。</p> <p>(KDDI)</p>		<p>国民のブロードバンド利活用に向けた普及促進にあたっては、以上の考え方や答申を踏まえ、必要な取組を図ることが適当である。</p>
<p>意見2 今回申請がなされている加入光ファイバ接続料は、「光の道」構想という重要な政策の成否を左右するものであり、NTT東西の独占化の進行等、現状のルールが競争政策として大きな課題があるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠。また、移行期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべき。</p>		<p>考え方2</p>
<p>○【総論】</p> <p>世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国はその分野での国際競争力を顯示しようとブロードバンド・インフラ整備を国家施策として推進しています。こうした中、日本政府及び総務省が新成長戦略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野における我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日本再生を進める上で極めて重要な政策であると考えます。</p> <p>今回申請がなされている「加入光ファイバ接続料」の問題については、この重要な政策の成否を左右するものであり、政府が推進する施策との整合性を確保することは勿論、東日本電信電話株式会社(以</p>		<p>○ 加入光ファイバ接続料の算定方法に関しては、平成 22 年 12 月に「「光の道」構想実現に向けて取りまとめ」(「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」)、「「光の道」構想に関する基本方針」(総務省)において、2015 年頃を目指すにすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目指とする「光の道」構想の実現に向けて、「設備競争への影響や NTT 東西に過度の経済的負担と投資リスクを負わせることのないように配慮しながら、加入光ファイバ接続料の低廉化を図り、今後の FTTH 市場の活性化を図ることは極めて重要」との認識が示されている。</p> <p>以上の認識は政策的方向性としては妥当であ</p>

<p>下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」という。)の独占化の進行等、現状のルールが競争政策として大いなる課題を抱えたものであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠であると考えます。</p> <p>また、今回同時に申請がなされている 3 つの接続料のうち、「次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)接続料」及び「レガシー系サービス接続料」についても、メタルから光、レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競争政策案件となります。</p> <p>従って、今回申請がなされている 3 つの接続料については、いずれも重要な位置付けにあたるものであり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		<p>り、加入光ファイバ接続料の算定方法に係る検討にあたっては、これを踏まえて行うことが適当である。</p> <p>なお、本諮問の対象外である NGN 接続料及びヒストリカル接続料に関するご意見は、参考として承る。</p>
--	--	---

2. 一芯単位接続料に係る意見

(1) 災害特別損失の扱いについて

意 見	再 意 見	考 え 方 (案)
意見3 今回接続料原価への算入が求められている災害特別損失の扱いについては、接続料規則に規定されていない。震災対応とはいえ、内容の精査もせず接続料への算入を性急に許可することは早計。まずは接続料規則第 3 条の許可申請を行い、接続料原価への算入の是非について議論を尽くした上で対応を行うべき。	再意見3	考え方3
○【各論】 1. 災害特別損失の扱いについて	○ 財務会計における今回の災害特別損失の計上は、公認会計士協会から公表された処理(会長通	○ 本件認可申請においては、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定

本申請に係る接続料の算定に当たり、NTT 東日本殿は、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、本申請と併せて接続料規則第 3 条の許可を求めていきます。

弊社共としましては、震災対応とはいえ、接続料規則に規定がないものを内容の精査を実施することなく、接続料へ算入することを急に許可することは早計であると考えます。まずは接続料規則第 3 条の許可の申請を行い、接続料原価への算入の是非について議論を尽くした上で対応を行うことが本来るべき姿と考えます。

(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

牒平成23年第1号 東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について(H23年3月30日)に基づき実施しているのですが、当該特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備に係る除却損、撤去費用、応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一のものであるため、当該特別損失を接続料原価に算入しています。また、H22年度に計上した特別損失の接続料原価への算入にあたっては、その後の実地調査により判明した見積り差額(H23年度第2四半期決算で計上した特別利益)を減算しています。

接続料の算定にあたっては、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要があり、特別損失であっても、これが第一種指定電気通信設備に係るものである以上、適正に接続料原価に算入する必要があると考えます。

また、災害特別損失の内容の透明性に関しては、H22年度特別損失、H23年度第2四半期特別利益(見積り差額)のそれぞれについて、営業費用と同様、第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定に準じて、費用の性質毎に設備区分別内訳に整理し、接続料算定根拠上において設備区分別費用明細表として開示していることから、十分に透明性を確保しているものと考えます。(NTT 東日本)

- 災害特別損失の接続料への算入是非について議論した上で対応すべきとするソフトバンク殿の意見に賛同します。

当社としては、接続料規則に規定がないため、本来は接続料原価に算入されるべきではないと考えますが、やむを得ぬ事情で算入する場合は、算入コストの内容の透明性を確保することが必要

電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて接続料原価に算入している。こうした措置は現行の接続料規則では認められていないことから、本件認可申請とあわせ、同規則第3条ただし書に基づく特別許可申請が NTT 東日本から行われている。

NTT 東日本の財務会計上における今回の災害特別損失の計上は公認会計士協会から公表された処理に基づき実施したものである。こうした東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、その後の実地調査により判明した見積り差額(平成 23 年度第2四半期決算で計上した特別利益)を減算した上で、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するもののみについて、接続料原価に算入している。このような取扱いは、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性があると認められる。

また、平成 22 年度特別損失、見積り差額(平成 23 年度第2四半期決算で計上した特別利益)について、営業費用と同様、第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定に準じ、費用の性質毎に設備区分別内訳として整理し、接続料算定根拠上に設備区分別費用明細表として開示されており、接続料原価に算入された特別損失の内容に関し、一定の透明性は確保されている。

なお、特別損失に係る見積り差額は平成 23 年度第3四半期以降にも発生する可能性があることから、こうした差額を事後的に特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成 25 年度接続料の基となる接続料原価の算定において、今回と同様の減算を行うことが適当である。(要請)

	<p>と考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>○ 今回の申請案における総務省の審査結果において一部保留となっている災害特別損失の扱いについては、接続料に算入されているコスト内容の透明性を確保し、その適正性について厳格に検証すべきです。 (KDDI)</p>	
--	--	--

(2) 乖離額調整について

意 見	再 意 見	考 え 方 (案)
<p>意見4 将来原価方式においては、以下の理由等から、乖離額調整制度は本来認められるべきものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請者であるNTT東西自身が予測と実績との乖離について責任を負うべきであること ②乖離額調整制度のもとではNTT東西のコスト削減インセンティブが働かず、また接続事業者のコスト予見性が担保されないこと 	再意見4	考え方4
<p>O2. 乖離額調整について</p> <p>基本的な考え方として、将来原価方式は、申請者であるNTT東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであるため、乖離額調整制度は本来認められるべきものではありません。仮に、乖離額調整を認めた場合、NTT東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じることから、乖離額調整制度の恒常的な実施は認められるものではないと考えます。</p>	<p>○<乖離額調整制度の必要性></p> <p>今回の補正申請は、H23年3月29日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において、現行接続料での乖離額調整が認められたことを踏まえ、同年4月1日に補正申請を行い、同年4月4日に既に認可をいただいた接続約款の規定に基づいて行っているものであり、妥当なものと考えます。</p> <p>なお、現行接続料における乖離額調整は特例的に認められたものであります。将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実際の実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等によ</p>	<p>○ 前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における加入光ファイバ接続料においては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申を踏まえ、「実績費用と実績収入の差額」を乖離額調整することが特例的に認められている。この際、平成22年度における実績費用と実績収入については、同年度の上半期の実績値から下半期を予測した見込額により計算されていたため、本件認可申請は、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当初の見込額との差分(乖離額)について、平成24年度に適用される接続料原価に算入することにより、平成24年度接続料を設定(補正)するものである。</p>

<p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○2. 平成 24 年度接続料について 平成 24 年度の接続料は、乖離額調整の適用によって NTT 東・西ともに当初見込み額より低廉化されましたが、そもそも将来原価方式に乖離額調整制度を適用することは実質的に実績原価方式を採用することと同等であり、本来は認められるべきではありません。</p>	<p>り変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、また、接続料は設備を利用した事業者が当年度の原価を充分にご負担いただくことが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みを恒常的制度として導入することが必要であると考えます。</p>
<p>光ファイバの接続料水準は、需要予測値の大半を占める NTT 東・西の利用動向に左右される構造になっているため、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠くおそれが依然としてあります。従って、乖離額調整を適用しない本来の将来原価方式に早期に戻すべきです。</p>	<p>接続料コストの大半は当社の利用部門が負担していることから、コスト削減インセンティブは十分に働いていると考えます。</p>	<p>現に、H22年度は需要が予測とほぼ同水準であったのに対し、コストは▲56億円(▲4.6%)減少し、料金も値下げとなったことから、当初想定した以上のコスト削減が実現できたものと考えます。</p>
<p>(KDDI)</p> <p>○【乖離額調整制度について】 将来原価方式における乖離額調整制度については、NTT東西殿のコスト削減インセンティブが働くことなく、接続事業者のコスト予見性が担保されず、利用者料金低廉化の妨げとなりうることから、制度の廃止又は見直しを検討すべきと考えます。 乖離額調整制度は、本来NTT東西殿が負担すべきである需要予測と実績の乖離による収益のブレに対するリスクを接続事業者によってリスクヘッジしている構造的問題点があり、NTT東西殿の採算性を担保すると共にコスト削減のインセンティブを排除するものでしかありません。 一方、接続事業者にとっては、NTT東西殿とは反対にコスト予見性が働くことから事業運営上の不確定要素となり、利用者料金設定においても接続料の変動リスクによる採算性の悪化を考慮する必要がある等、NTT東西殿との公正競争環境が担保</p>	<p>＜コスト削減インセンティブの観点＞ 現行接続料で認められている乖離額調整は、毎年度発生する乖離額を翌々年度の接続料原価に加減することから、早期に原価に照らし適正なコストを負担いただくことが可能であり、接続事業者にとっても、将来原価方式で予定したコストや需要動向をチェックすることができることから、予見可能性は十分に担保されているものと考えます。 (NTT 東日本)</p> <p>○＜乖離額調整制度の必要性＞ 今回の補正申請は、H23年3月29日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において、現行接続料での乖離額調整が認められたことを踏まえ、同年4月1日に補正申請を行い、同年4月4日</p>	<p>将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することについては、平成 23 年3月 29 日付当審議会答申において、「将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくもの」であることから、「現行接続料規則上、将来原価方式において乖離額調整制度は認められていない」としている。その上で、「将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適當」ではなく、「現時点において、将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適當であるとはいえない」との見解を示している。 ただし、同答申において、平成 23 年度から平成 25 年度接続料に係る乖離額調整に限り、「NTT 利用部門分について、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、政府がその実現を目指している「光の道」構想を念頭に置いた一定程度の積極的な需要見積りが行われていることから、現行接続料と同様に一定程度の乖離が生じる可能性は否定できない」等の理由から、乖離額調整を特例として認めることが適當としている。 この答申の前提となる状況に何ら変化はないことから、現時点においても将来原価方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入することは適當ではなく、引き続き現行算定期間における乖離額調整に限り特例として認めるとの考え方をとることが適當である。 なお、1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT 東西に対し、平成</p>

<p>されているとは言い難い状況にあります。</p> <p>したがって、本制度については速やかに廃止すべきと考えますが、仮に廃止が困難な場合においても、将来原価を算定する期間を最低でも5年とすること、乖離が発生した要因を明確にした上で算入する範囲を限定的にすること、予測値が上回った場合は適宜見直すことにより予測精度を上げ、次年度以降の接続料算定に反映する追加の枠組みが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>に既に認可をいただいた接続約款の規定に基づいて行っているものであり、妥当なものと考えます。</p> <p>なお、現行接続料における乖離額調整は特例的に認められたものでありますが、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実際の実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等により変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、また、接続料は設備を利用した事業者が当年度の原価を充分にご負担いただくことが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みを恒常的制度として導入することが必要であると考えます。</p> <p>＜コスト削減インセンティブの観点＞</p> <p>接続料コストの大半は当社の利用部門が負担していることから、コスト削減インセンティブは十分に働いていると考えます。</p> <p>現に、H22年度は需要が予測とほぼ同水準であったのに対し、コストは▲66億円(▲6.0%)減少し、料金も値下げとなつたことから、当初想定した以上のコスト削減が実現できたものと考えます。</p> <p>＜予見可能性の観点＞</p> <p>現行接続料で認められている乖離額調整は、毎年度発生する乖離額を翌々年度の接続料原価に加減することから、早期に原価に照らし適正なコストを負担いただくことが可能であり、接続事業者にとっても、将来原価方式で予定したコストや需要動向をチェックすることができることから、予見可能性は十分に担保されているものと考えま</p>	<p>23年度から平成25年度までの半期毎の状況について各期間経過後2ヶ月以内に総務省に対し報告するよう求めており、予見可能性の確保は図られている。</p>
--	---	--

	<p>す。 (NTT 西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来原価方式における乖離額調整制度は本来認められるべきではないとする、ソフトバンク殿、KDDI 殿の意見に賛同します。 <p>各社の意見及び当社意見書でも述べたとおり、将来原価方式における乖離額調整制度はNTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能しないことや接続事業者の事業予見性を欠くことから認められるべきではなく、本制度を適用しない将来原価方式にすべきと考えます。</p> <p>また、ソフトバンク殿の意見にあるNTT東西殿のコスト削減の取り組みに関する内容の公開については、適正性を判断し乖離額が発生した要因を明確にするため、接続事業者に対して公開していただく必要があると考えます。</p> <p>本制度の廃止が困難な場合は、当社意見書でも述べたとおり、予測精度を上げるためにも、定期的な情報公開を実施いただき、適宜予測値の見直しを図る等の所要の措置をとることが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI 殿及びイー・アクセス株式会社殿意見に賛同します。 <p>乖離額調整は弊社共意見書でも述べたとおり、NTT 東西殿のコスト削減インセンティブが働かないことに加え、NTT 東西殿において接続事業者に対し価格コントロールを働くことが可能となること、需要予測は NTT 東西殿自身が行っていること、接続事業者における予見性がなくなること等の理由から、認められるものではないと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク</p>	
--	--	--

	<p>モバイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトバンクBB株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフトバンクモバイル株式会社殿（以下「ソフトバンクグループ殿」といいます）が提出されている「加入光ファイバ接続料における乖離額調整制度は認められるべきものではない」との意見に強く反対します。 <p>市場や競争環境の変化が激しいブロードバンド市場において地域系通信事業者やCATV事業者など自ら光ファイバ等の設備を構築してサービスを提供している事業者（以下、「設備事業者」といいます）は、経済合理的な観点に立って光ファイバ等の設備構築を行ない、企業会計原則に則つて現実の設備状況を反映した料金設定を行なっています。</p> <p>したがって公正な設備競争、ひいてはサービス競争環境を確保するために、弊社は接続料の設定について、将来予想と現実の設備状況や利用状況との食い違いの大きい「将来原価方式」ではなく、設備の実態や需要の現状をそのまま反映する「実績原価方式」が望ましいと考えております。</p> <p>「将来原価方式」の場合には、例えば前提となる需要想定が実態よりも高く織り込まれる等によって、結果的に接続料が「低位に」設定されれば、設備事業者にとっては不利な競争条件を強いられることになります。これによってNTT東西殿および接続事業者を合わせたシェアがさらに拡大して、設備面でのNTT東西殿の独占状態をもたらし、ひいてはサービスの画一化や新しい技術開発の停滞を招き、結果的にブロードバンドサービスの普及・発展が阻害される懸念があります。</p> <p>したがって現実の設備利用の状況を速やかに</p>
--	---

	<p>料金に反映することができる「乖離額調整制度」が不可欠であると考えます。 (STNet)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ イー・アクセス株式会社殿(以下、「イー・アクセス殿」といいます)が提出されている「加入光ファイバ接続料における乖離額調整制度は制度の廃止又は見直しを検討すべき」との意見に強く反対します。 <p>市場や競争環境の変化が激しいブロードバンド市場において地域系通信事業者やCATV事業者など自ら光ファイバ等の設備を構築してサービスを提供している事業者(以下、「設備事業者」といいます)は、経済合理的な観点に立って光ファイバ等の設備構築を行ない、企業会計原則に則つて現実の設備状況を反映した料金設定を行なっています。</p> <p>したがって公正な設備競争、ひいてはサービス競争環境を確保するために、弊社は接続料の設定について、将来予想と現実の設備状況や利用状況との食い違いの大きい「将来原価方式」ではなく、設備の実態や需要の現状をそのまま反映する「実績原価方式」が望ましいと考えております。</p> <p>「将来原価方式」の場合には、例えば前提となる需要想定が実態よりも高く織り込まれる等によって、結果的に接続料が「低位に」設定されれば、設備事業者にとっては不利な競争条件を強いられることがあります。これによってNTT東西殿および接続事業者を合わせたシェアがさらに拡大して、設備面でのNTT東西殿の独占状態をもたらし、ひいてはサービスの画一化や新しい技術開発の停滞を招き、結果的にブロードバンドサービスの普及・発展が阻害される懸念があります。</p>	
--	---	--

	<p>したがって現実の設備利用の状況を速やかに料金に反映することができる「乖離額調整制度」が不可欠であると考えます。 (STNet)</p> <p>○ 現状は、7割超 のシェアを占めるNTT 東・西の利用動向によって接続料水準が左右される構造となっているため、乖離額調整制度を適用することは、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠く状態を招いており、実質的に実績原価方式を採用することと同等になっています。乖離額調整制度を実施しない、本来の将来原価方式に速やかに戻すべきです。</p> <p>現行のように特例で乖離額調整を適用する場合、接続事業者による事業の予見性を高めるため、コストの予測値に対する実績については補正申請まで一切公表しないというのではなく、一定期間毎に公表し、接続事業者側において予見性を確保できるようにすべきです。 (KDDI)</p>	
意見5 乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT 東東西のコスト削減の取組について、総務省において検証しその結果を示すか、接続事業者において検証が可能となるよう NTT 東東西から取組の詳細が公表される等の措置が必要。	再意見5	考え方5
○ また、平成 23 年度～平成 25 年度接続料認可の際、「乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT 東東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、NTT 東西に対し、需要の減少に応じたコスト削減の取組について、平成 24 年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告する」とが条件として挙げられていましたが、本申請概要においては、NTT 東東西から総務省にコスト削減を進めている旨の報告が行われていることのみ	<p>○ 当社としては、これまでにも十分に、料金算定に係る設備区分別・勘定科目別費用・資産、需要について算定根拠を開示しており、また、事業者説明会(H24年1月31日)においてもご説明しているところです。</p> <p>また、審議に資する情報に関しては、経営上または営業上の秘密にあたる情報であっても、総務省や審議会の委員に対して、これまでも提出しております、今後も提出する考えですが、1事業者で</p>	<p>○ 平成 23 年度以降の加入光ファイバ接続料の認可条件として、需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取組について平成 24 年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告するよう求めており、NTT 東東西のコスト削減インセンティブの確保を図っている。</p> <p>今般、予測と比較して需要の減少が生じた NTT 西日本から、今回の認可申請に合わせ、故障修理等の業務効率化や無派遣工事の推進等</p>

<p>が示されています。申請概要に示されている情報のみでは、NTT 東西殿のコスト削減の取組が適正に行われているのか接続事業者で検証を行うことは不可能であるため、総務省殿に検証して頂き検証結果を示して頂く、または接続事業者にて検証が可能となるよう NTT 東西殿のコスト削減の取組の詳細を公表して頂く等の措置が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>あるソフトバンクが検証するために、コスト削減施策等の経営情報を提供する考えはありません。</p> <p>なお、ソフトバンクモバイルは、2,800万以上の契約者を有しており、お互いに接続料を支払いあう関係にある固定系の事業者からみると、その影響力は非常に大きくなっていますが、その接続料の算定根拠の開示を求めて一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあります。接続料について、他事業者等の第三者が妥当性を検証する必要があるとお考えであれば、まずは、自ら当社と同レベルの情報を開示していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>のコスト削減の取組に関し、総務省に対して報告がなされている。当該報告内容については、本件申請概要において公表されている。</p> <p>また、同申請概要において、コスト(実際費用)に重点を置いた乖離額調整に係る検証が行われており、前回接続料算定期間(平成 20 年度～22 年度)の総額で見た場合、NTT 東西ともに実績費用が予測費用を下回っていることが示されている。</p> <p>他方、コスト削減の取組の詳細については、経営情報に当たる内容が含まれる場合もあるため、一般に公表することは適当ではなく、接続料の適正性を確保する観点から引き続き総務省において検証を行うことが適当である。</p> <p>なお、今後とも接続料の適正性を確保する観点からは、引き続き NTT 東西のコスト削減インセンティブを確保することが必要であることから、需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取組について、平成 25 年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告することが適当である。(要請)</p>
--	---	---

(3)配線区域情報等

意 見	再 意 見	考 え 方 (案)
意見6 光配線区域情報について、接続事業者と NTT 東西の利用部門との間で情報の同等性が確保されていない懸念がある。公正な競争環境を確保するため、NTT 東西の設備部門と利用部門との間で厳格なファイアウォールを設けられているか検証するとともに、ウェブ等で配線区域情報等の設備構築にかかる情報や計画を開示・更新すること等が必要。	再意見6	考え方6
○4. NTT 東・西のボトルネック設備に係る利用の同等	○ 光配線区域情報の提供手続きに関しては、接続	○ 光配線区域情報の提供手続きに関しては、接

<p>性確保について</p> <p>NTT 東・西に対しては、ブロードバンドの普及・促進に向けた公正な競争環境を整備することを目的に、ボトルネック設備に係る利用の同等性を確保する手法として「機能分離」が行われました。「機能分離」導入の趣旨に鑑みれば、NTT 東・西の設備部門が保有する設備に関する情報や技術条件等については、NTT 東・西の利用部門と接続事業者が、同じ情報を同じタイミングで利用できるようにする必要がありますが、現状においては以下の点で同等性の確保が不十分であり、直ちに改善すべきです。</p>	<p>約款に定めており、利用部門が利用する場合は、他社と同じ条件、同じ料金で利用することになります。</p>	<p>締約款に定められており、NTT 利用部門が当該手続きを利用する場合は、接続事業者と同じ条件、同じ料金で利用することとなるため、この限りにおいて同等性は確保されている。</p>
<p>【光配線区域情報に係る円滑化及び透明性向上】</p>	<p>また、KDDIのご意見にある「ウェブ等による情報開示・更新」につきましては、全ビル(約1,700ビル)の設備情報を「光配線区域情報」として作成・更新する定期的な業務を実施するための体制構築やシステム改修等が必要であり、相当の準備期間・コストが必要となることから、要望事業者に予め調査ビル、調査期間を指定いただいた上で、定期的な配線区域情報の提供や配線区域の変動に関する情報を提供する方法を提案し、実施に向けて協議を進めているところです。</p>	<p>光配線区域情報の開示については、平成23年度以降の加入光ファイバ接続料における認可条件として、「接続事業者によるダークファイバ(シェアドアクセス方式)利用の円滑化に資するよう、光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に関し、必要な取組を行うこと」が求められている。</p>
<p>現状、光配線区域情報についてはリアルタイムに情報が公開されていないため、定期的に NTT 東・西に都度、調査費用を負担して調査依頼する必要があります。このように、接続事業者が NTT 東・西が提供する「光配線区域情報」をベースに設備構築を実施している一方、NTT 東・西の利用部門は本「光配線区域情報」を利用していないと主張しており、接続事業者と NTT 東・西の利用部門間で情報の同等性が確保されていない懸念があります。</p>	<p>(NTT 東日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光配線区域情報の提供手続きに関しては、接続約款に定めており、利用部門が利用する場合は、他社と同じ条件、同じ料金で利用することになります。 	<p>また、当該課題については、ブロードバンド答申においても、「ブロードバンド普及促進に向け、公正競争環境を一層整備する観点から、エリア展開情報や配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要」との見解が示されている。</p>
<p>公正な競争環境を確保するため、NTT 東・西の設備部門と利用部門との間で厳格なファイアウォールを設けられているか検証するとともに、ウェブ等で配線区域情報等の設備構築にかかる情報や計画を開示・更新することを義務づけること等により、NTT 東・西の利用部門と接続事業者の間で、同時期に同内容で情報が公開・共有されるようにすべきです。</p>	<p>また、KDDIのご意見にある「ウェブ等による情報開示・更新」につきましては、全ビル(約1,300ビル)の設備情報を「光配線区域情報」として作成・更新する定期的な業務を実施するための体制構築やシステム改修等が必要であり、相当の準備期間・コストが必要となることから、要望事業者に予め調査ビル、調査期間を指定いただいた上で、定期的な配線区域情報の提供や配線区域の変動に関する情報を提供する方法を提案し、実施に向けて協議を進めているところです。</p>	<p>以上を踏まえ、NTT 東西においては、光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区画情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に向けて、必要な取組を行うことが適当である。具体的な開示方法等については、ブロードバンドの普及促進を円滑に進める観点から、現在関係事業者との間で進められている協議を通じ、できる限り速やかに成案を得ることが適当である。(要請)</p>
<p>そもそも、国民生活の利便性向上を実現するという観点からも、光ファイバの利活用促進に繋がる線路敷設基盤の情報については、自治体や接続事業者のみならず広く国民が利用できるような形で公開</p>	<p>(NTT 西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI 殿意見に賛同します。 	<p>前述したとおり、NTT 東西殿の機能分離が厳密になされていないという問題が依然として大きく</p>

<p>することが、NTT 東・西の当然の責務であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>存在しており、NTT 東西利用部門と接続事業者の間で同等性が確保されているか否かの検証、および同等性確保が不十分な点の早期解決が必要と考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見7 NTT 東西の光ファイバの提供可能時期に係る接続事業者へ回答期間について、NTT 東西の利用部門と同じタイミングである必要があり、まずは回答早期化に向けた取組を直ちに行うべき。また、接続約款についても現行の3週間以内に回答するとされているルールを大幅に短縮すべき。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>
<p>○【光ファイバの提供可能時期の回答にかかる期間の短縮化】 光ファイバの提供可能時期の回答期間については、接続約款第34条の4に「光信号端末との接続申込みがあった場合において、(中略)申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期に係る情報を回答する」と定められており、NTT 東・西から接続事業者への回答に時間を要するため、短期間での開通が実現しているNTT 東・西のユーザーと比べて、接続事業者のユーザーの利便性が著しく低い状況にあります。公正な競争を図るためにには、本来は接続事業者が、NTT 東・西の利用部門と同じタイミングで提供可能時期に関する情報を利用できる必要があり、ユーザー利便の向上の観点からも、NTT 東・西は、まずは接続事業者への回答早期化に向けた取り組みを直ちに行うべきです。 また、接続事業者が NTT 東・西の利用部門と同じタイミングで情報を利用できるようにするためにには、本来は NTT 東・西の利用部門が利用している工事日即決機能を、接続事業者にも適正なコストで早期に利用可能とさせが必要であり、接続約</p>	<p>○ 現在、加入データクファイバ(SS/シェアドアクセス)の提供可能時期回答に係る標準的期間については、接続約款第34条の4第2項において「申込みの到達した日から3週間以内」と定めておりますが、実際の運用において、個々のお申込みに対して、可能な限り速やかに回答しております。 また、提供可能時期回答については、自社と他社で同じシステムで区別なく実施しており、同等になっております。 当社利用部門が利用している工事日即決機能については、既に他事業者もご利用いただける環境にあり、昨年3月に当社からKDDIに対して提案し、トライアルを実施いただいたところ、KDDIの運用にあわせた機能改修のご要望を昨年11月にいただいたことから、現在、ご要望にお応えできるようシステム改修等の検討をしているところで (NTT 東日本)</p> <p>○ 現在、加入データクファイバ(SS/シェアドアクセス)の提供可能時期回答に係る標準的期間については、接続約款第34条の4第2項において「申</p>	<p>○ 光ファイバの提供可能時期の回答期間については、接続約款に定められており、NTT 利用部門が当該手続きを利用する場合は、接続事業者と同じ条件、同じ料金で利用することとなるため、この限りにおいて同等性は確保されている。 ただし、手続きの同等性のみならず、回答のタイミングについても、たとえ接続約款に規定する期間内であっても、特定の事業者に不当な差別的取扱いに該当する差違が生じている場合は、事業法第29条の業務改善命令の対象となり得ると考えられる。 接続事業者への回答早期化については、NTT 東西の再意見にあるとおり、現在、NTT 利用部門が利用している工事日即決機能について、KDDI の運用に合わせたシステム改修等の検討が行われている。こうしたシステムの利用は、差違に関する懸念の解消にも繋がることから、NTT 東西においては、可能な限り速やかに対応を進めることが適当である。 その上で、接続約款における3週間ルールの見直しについては、上記対応状況を踏まえつつ、必要に応じ、検討を行うことが適当である。</p>

<p>款についても現行の 3 週間ルールを大幅に短縮すべきです。 (KDDI)</p>	<p>込みの到達した日から3週間以内」と定めておりますが、実際の運用において、個々のお申込みに対して、可能な限り速やかに回答しております。</p> <p>また、提供可能時期回答については、自社と他社で同じシステムで区別なく実施しており、同等になっております。</p> <p>当社利用部門が利用している工事日即決機能については、既に他事業者もご利用いただける環境にあり、KDDIの運用にあわせた機能改修のご要望を昨年10月にいただいたことから、昨年11月に当社からKDDIに対してシステム改修案を提案させていただいたところであり、現在、ご要望にお応えできるようシステム改修等のさらなる検討をしているところです。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	
<p>意見8 NTT 東西の光屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合の加算料について、接続事業者毎にキャビネットボックスの利用実態に合わせて料金設定を行うべき。</p> <p>○5. 光ファイバ利活用促進に向けたその他の課題について 【分岐端末回線に係る加算料におけるキャビネットに関する費用算入の在り方】</p> <p>今回の申請案では、引き通し形態での工事が一般化していることを踏まえ、NTT 東・西の光屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合のメニューが追加されました。本メニューでは、キャビネットに関する費用はキャビネットの設置の割合に応じて加重して算入されています。これは平成22年3月29日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において、「接続事業者の申込み内容に関わらず、工事の現場においてキャビネットボックスの設置の有無が判断されている実態を踏まえると、NTT 東・西においては、今後、キャビネットボックスの設</p>	<p>再意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光信号分岐端末回線を新設する場合におけるキャビネットボックスの設置の有無については、事業者毎に一意に定めているわけではなく、工事の現場においてお客様宅の設備状況等に応じて判断しているものです。 また、H22年度新設工事分より把握しているキャビネットボックスの設置割合についても、事業者間で大きな差異が生じているわけではないことから、事業者毎に接続料を分けて設定する必要はないものと考えます。 	<p>考え方8</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT 東西の光屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用するメニューを設定するに当たっては、工事の現場においてキャビネットボックスの設置の有無が判断されている実態等を踏まえ、キャビネットボックスの設置割合等を反映した平均的な接続料を設定することが適当としている。 現時点においては、事業者間でキャビネットボックスの設置割合について大きな差違は生じていないことから、この考え方を変更する必要はないと考えられる。 ただし、今後事業者間でキャビネットボックスの設置割合について大きな差違が生じる場合には、負担の公平性の観点から、接続料設定の在り方を検討することも必要となる。

置割合等を反映した平均的な接続料を設定することが適当」との考えが示されたことを踏まえたものと思われます。

しかしながら実際には、前述のとおり、当社においてはほぼ全てが引き通しの形態で工事を行っていることから、NTT 東・西の光屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合のメニューについては、接続事業者毎にキャビネットボックスの利用実態に合わせて料金設定を行う必要があると考えます。

(KDDI)

委員限り

(NTT 東日本)

○ 光信号分岐端末回線を新設する場合におけるキャビネットボックスの設置の有無については、事業者毎に一意に定めているわけではなく、工事の現場においてお客様宅の設備状況等に応じて判断しているものです。

また、H22年度新設工事分より把握しているキャビネットボックスの設置割合についても、事業者間で大きな差異が生じているわけではないことから、事業者毎に接続料を分けて設定する必要はないものと考えます。

委員限り

(NTT 西日本)

意見9 地中化エリアにおいて競争を促進し、ユーザーの選択肢を確保する観点から、NTT 東西の光ファイバのうち「電柱(クロージャ)～管路～各戸」の部分的な開放について、ルール整備をすべき。

再意見9

考え方9

<p>○【地中化エリアにおける光ファイバの開放】</p> <p>地中化による無電柱化等が進行している地域でFTTHサービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路路径が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。</p> <p>現状の接続ルールにおいては、NTT 東・西が敷設した光ファイバについて、「NTT 局舎～各戸」までひと続きで借りることしかできませんが、競争を促進し、ユーザーの選択肢を確保する観点から、「電柱(クロージャ)～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを整備すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 地中化エリアにおける光ファイバの部分的開放については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月)において、「ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」と示されているとおり、要望事業者からの具体的なご要望を踏まえて接続条件や追加費用等について協議を進めていく考えです。</p> <p>なお、現時点での想定される課題としては、以下のような点があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引込線下部について切り離す必要があり、保守や設備管理が困難であること。 ・ 柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-B BOXと当社クロージャー内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。 <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 地中化エリアにおける光ファイバの部分的開放については、具体的な要望をいただいておりません。ただし、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月)において、「ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」と示されているとおり、必要に応じ要望事業者からの具体的なご要望を踏まえて接続条件や追加費用等について協議を進めていく考えです。</p> <p>なお、現時点での想定される課題としては、以下のような点があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引込線下部について切り離す必要があり、保 	<p>○ 光ファイバの部分的な開放は、競争事業者が地中化された地域において追加的に光ファイバを敷設できない場合に、NTT 東西が既に敷設した光ファイバのうち必要な部分のみ設備を借りることで効率的な事業展開を可能とするものであり、NTT 東西においては光ファイバの利用率を上げるとともに、一定程度の光ファイバ設備を有する他事業者においては事業展開の柔軟性を高め、(競争事業者が上部区間の光ファイバを敷設・活用するという点で)設備競争を促進する効果が期待される。</p> <p>この点については、ブロードバンド答申において、「ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めすることが適当」とされている。</p> <p>以上を踏まえ、光ファイバの部分的な開放に関し、接続条件や追加費用等に係る事業者間協議を一層進めることが適当である。</p>
--	--	---

	<p>守や設備管理が困難であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-B OXと当社 <p>クロージャー内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	
意見10 ユーザーの選択肢を広げ、利便の向上を図るため、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるよう転用ルールを整備し、事業者を選択できるようにすべき。具体的には、新規に建設するマンションやビルについて、MDF 室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能とともに、NTT 東西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化することなどが考えられる。	再意見10	考え方10
○【マンション向け光屋内配線の開放】 屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けの FTTH サービスについては、ボトルネック設備を保有する市場支配的な事業者である NTT 東・西がマンションデベロッパやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザーが、競争事業者の FTTH サービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。 今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF 室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能と共に、NTT 東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、ユー	<p>○ マンション向け屋内配線については、NTT東西自らではなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること等から一種指定設備に該当するものではないと考えており、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月)においても、「一種指定設備に変えるまでには至っていない」と示されています。</p> <p>また、マンション向け屋内配線の転用については、同答申において、「NTT東日本とKDDIとの間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けていた状況にあり、これを引き続き注視すること」と示されているとおり、当社としては、様々な設備形態毎に想定される具体的な課題を整理するとともに、課題の検証を行うため、KDDIから個別物件</p>	<p>○ マンション向け屋内配線については、接続ルール答申において、NTT 東西が設備を設置する光配線方式の割合が少なかったこと等を踏まえ、①(法的位置づけ)一種指定設備と整理する必要はない、②(転用ルールの扱い)ただし、先行事業者によるユーザのロックイン効果は高いため転用ルールの必要性・有用性は高い、と整理された。</p> <p>ブロードバンド答申においても、NTT 東西のマンション向け FTTH サービスに占める光配線方式の割合は上昇したものの大変動がなかったことから、「光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられ、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当である。」とされている。これを踏まえ、引き続き状況を注視していくことが適当である。</p>

ザーの選択肢を広げ、利便の向上を図るためにも、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるよう転用ルールを整備し、事業者を選択できるようにすべきと考えます。

(KDDI)

を提示いただき、トライアルを実施することとしています。

なお、「NTT東・西がマンションデベロッパやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており」とのご指摘がありますが、現在では、新築分譲時においてお客様が複数の事業者のサービスを選択できるマルチキャリア化など、マンション一棟に対して複数の事業者が契約を獲得する事例が多くなってきております。

(NTT 東日本)

○ マンション向け屋内配線については、NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること等から一種指定設備に該当するものではないと考えており、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月)においても、「一種指定設備に変えるまでには至っていない」と示されております。

また、マンション向け屋内配線の転用については、同答申において、「具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況にあり、これを引き続き注視すること」と示されていますが、当社としては、昨年3月にKDDIに対し当社の基本的考え方を提示するとともに、まずは具体的な転用手続きや条件等を整理するため、相互転用を希望する具体的な個別物件を提示いただくことに同意いただいており、今後とも相互転用の実現に向けた協議を実施する考えです。

なお、「NTT東・西がマンションデベロッパやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設

他方、転用ルールについては、ブロードバンド答申において、「現在 NTT 東日本と KDDI の間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況にあることから、これを引き続き注視することとし、転用手続や条件等の転用ルールに係る具体的な内容が出来る限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当」とされている。

以上を踏まえ、マンション向け屋内配線の転用については、転用ルールの整備に向けて、事業者間協議を一層進めることが適当である。

	<p>し、排他的にサービス提供する事例が増加しております」とのご指摘がありますが、現在では、新築分譲時においてお客様が複数の事業者のサービスを選択できるマルチキャリア化など、マンション一棟に対して複数の事業者が契約を獲得する事例が多くなっております。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	
意見11 長期間 D ランク(利用不可)となっている収容局ビルについては、今後の需要も考慮した上で D ランク解消に向けた設備計画を立てるよう、措置を講じるべき。そのため、NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で情報開示等の同等性が確保されているか検証が必要。	再意見11	考え方11
<p>○【コロケーション等における D ランクの解消】</p> <p>競争事業者がエリア展開を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションや中継ダークファイバ等の空きがない等の理由によって、長期間に渡って NTT 東・西の設備を利用できない問題が生じています。長期間 D ランク(利用不可)となっている収容局ビルについては、今後の需要も考慮した上で D ランク解消に向けた設備計画を立てるよう、措置を講じるべきです。</p> <p>そのためには、NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で、以下の点について同等性が確保されているか、検証が必要と考えます。</p> <p>(具体的な検証項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 全局舎の情報がタイムリーに開示されているか。 - 接続事業者は、NTT 東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか。 <p>(KDDI)</p>	<p>○ 当社は、空きが発生した場合は速やかに情報を更新するとともに、増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定期を開示する等、適宜適切に情報開示を実施しております。</p> <p>なお、空きのない全てのビルにおいて増設すべきというご指摘であれば、当社は増設してまで貸し出す義務は負っていないものと認識しており、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月)においても、「NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」と示されております。</p> <p>また、コロケーションリソースや中継ダークファイバの空き情報について、当社HP上で開示しており、他社は当社利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっていることから、当社利用部門と他事業者との同等性は確保されており、ご指摘のような検証は不要であると考え</p>	<p>○ コロケーションスペースに係る課題については、ブロードバンド答申において、「コロケーションスペースに空きがないとの理由により接続事業者が自らの設備を設置出来ない場合には、接続事業者の自由なサービス提供や十分な展開ができず、結果として光サービスなどへの円滑な移行に影響が生じる可能性があることは否定できない」との見解が示されている。</p> <p>他方、Dランク局舎の解消に向けた増設等の対応については、「NTT 局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではなく、むしろ、接続事業者の予見性を高める観点から、数カ月先の設備計画を NTT 東・西が情報開示することも含めた適切な対応を検討することが必要である点に留意すべき」とされている。</p> <p>コロケーションスペースに係る課題については、以上を踏まえ、必要な対応を行うことが適当である。</p>

	ております。 (NTT 東西)	なお、コロケーションリソースや中継ダークファイバの空き情報については、NTT 東西の HP 上で公表されており、NTT 東西と接続事業者は同じ条件、内容で情報を取得することとなるため、この限りにおいて同等性は確保されている。
--	--------------------	--

(4) 光配線区画の適正化

意 見	再 意 見	考 え 方(案)
<p>意見12 NTT 東西から提供された配線区域情報については、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが存在する。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるためには、全国における配線区画内のシェアドアクセス利用可能世帯数の徹底検証やルール整備が必要。NTT 東西においてはユーザーニーズを踏まえ、適正化を図るエリアと具体的なスケジュールについて速やかに情報開示すべき。</p>	再意見12	考え方12
<p>○(光配線区内世帯数の適正化について) NTT 東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用する形態での光ファイバの公正競争が有効に機能するためには、1配線区画あたりのカバー世帯数が重要になりますが、NTT 東・西から提供された配線区域情報については、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが存在するなど、NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で公正な競争環境は確保されていない状況です。</p> <p>また、NTT 東・西が主張している 1 配線区画におけるシェアド利用可能な平均世帯数(NTT 東:約 50 世帯、NTT 西:約 40 世帯)についても、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会(平成 24 年 1 月 16 日資料)における NTT 東・西から回答のとおり、本来、シェアドアクセスの対象に</p>	<p>○「NTT 東・西から提供された配線区域情報については、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが存在する」とのご指摘については、1 の光配線区域において、配線点から離れた場所に需要が偏って集中するような場合には、開通納期や保守運用上の観点から、必要に応じて当該光配線区域の見直しを行つており、他事業者からの要望に応じ調査・提示した情報がこうした見直しにより変更される場合があります。</p> <p>当社としては、こうした変更についてタイムリーに情報提供することについて、他事業者にご提案したところですが、ご利用の意向を得られなかつたため、引き続き協議を継続している状況であり、当社としては、今後も引き続き、他事業者のご要望を踏まえ、情報開示の充実化に努めていく考え</p>	<p>○ 光配線区域内の在り方については、ブロードバンド答申において、「配線ブロックに係る設備構築状況がサービス競争の在り方に影響を及ぼす可能性がありうる」とされ、「今後、公正競争環境を一層整備する観点から、例えば、戸数が過少な配線ブロックについて設備構築状況を精査し必要な見直しを検討することを含め、アクセス回線における競争促進の在り方について検討することが必要」と整理されている。</p> <p>以上を踏まえ、当審議会(接続委員会)においても、分岐単位接続料設定の適否に関する検討を行う中で、関係事業者の意見も聞きながら、光配線区画の拡大の方策について具体的な検討を行った。NTT 東西においては、戸数が過少な配線ブロックについて設備構築状況を精査し、必要な見直しの検討が進められており、当審議会に</p>

なり得ない中規模マンション(例:6階建て)や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、適切な配線区画内世帯数が確保されていません。

NTT 東・西によれば、今後、ローカルエリアを対象に光配線区画の拡大を図っていくとのことです。が、上記のとおり、都市部においてもカバー世帯の少ない配線区画が存在しており、現に効率的にユーザーを獲得することができない状況が発生していることも考慮する必要があります。

公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるためには、全国における配線区画内のシェアド利用可能世帯数の徹底検証やルール整備が必要であり、NTT 東・西においてはユーザーニーズを踏まえ、適正化を図るエリアと具体的なスケジュールについて速やかに情報開示することが必要と考えます。

(KDDI)

です。

なお、光配線区域情報の提供手続きに関しては、接続約款に定めており、利用部門が利用する場合は、他社と同じ条件、同じ料金で利用することになります。

また、「本来、シェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンション(例:6階建て)や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、適切な配線区画内世帯数が確保されていません。」とのご指摘については、現在の光配線区域の世帯数には、マンションの世帯数も含まれていますが、これは、光配線区域とマンションを括りつけたデータベースを管理していないため、マンションを除いた光配線区画の世帯数について把握していないこと、また、マンションであってもシェアドアクセス方式での申し込みがあった場合には即応できるようにしておく必要があることから、マンションの世帯数を含めております。

さらに、「都市部においてもカバー世帯の少ない配線区画が存在しております」とのご指摘については、都市部の場合、主に地下配線やビル引き込み等の物理的な制約により、カバー世帯の少ない配線区域しか設定できないエリアが存在していることが要因としてあげられますが、当社としては、こうした物理的な制約がある場合を除き、光配線区域の拡大(見直し)を実施していく考えであり、その実施にあたっては、既存の配線区画とは別に他事業者向けに新たな配線区画を設定してご利用いただくことを基本に検討していく考えです。

なお、新たな配線区画を導入するためには、既存／新規のメニューごとに異なる配線区画に対応した設備設計・保守をおこなうためのオペレーションシステムの開発や運用上の課題整理等が必要

対し具体的な見直しの方向性が示されている。この点は他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応と捉えることが出来る。

なお、こうした光配線区画の見直しに当たっては、多様な事業者の FTTH サービス市場への参入の弾力化が目的の一つであることに鑑み、NTT 東西においては、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めるとともに、できる限り早期に実施するよう取り組むことが適当である。また、透明性と予見性を確保する観点から、見直しの状況について、平成 24 年 6 月末までに総務省に報告するとともに、その後半年ごとに、見直しが完了するまでの間、総務省に報告を行うことが適当である。(要請)

	<p>となることから、まずは、対象ビルを限定したトライアルを実施し、どういったオペレーションシステムが必要になるのかを検討した上で当該システムを開発・構築するとともに、統合する配線区画の規模を見極め、運用上の課題整理を行い、その後、本格実施していくといった進め方になるものと考えます。</p> <p>具体的な進め方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①トライアル実施にあたっては、事業者協議を実施し、他事業者に対して要望するエリア(ビル)と光配線区画あたりの要望世帯数の提示を依頼し、それに基づき、トライアル実施ビルを決定。(トライアルは手運用で実施するため、トライアル実施ビルは、1事業者1ビル程度を想定。) ②決定したトライアル実施ビルにおける光配線区画の統合案を他事業者に提示するとともに、システム開発費の概算額及び負担方法、分岐端末回線接続料の概算額、納期の長延化等についても協議。 ③トライアルを実施し、運用状況を踏まえてシステム開発の仕様及び概算額を確定。 ④システム開発費の負担を前提にシステム開発に着手し、開発後、本格運用 <p>また、上記の新メニューとは別に、当社としてもより効率的な設備運営を行う観点から、既存の配線区画について適宜見直しを行い、その状況について、トライアルからシステム開発までの間で事業者に提示する考えです。その上で他事業者には新たな他事業者向けの配線区画か、当社として効率化の観点から見直しを行った既存の配線区画を選択いただくことになるものと考えています。</p> <p>なお、光配線区画の見直しまでには、上記のよ</p>	
--	---	--

	<p>うな事業者間協議及びトライアル等のプロセスを踏む必要があり、少なくとも2~3年程度の期間を要するものと考えています。</p> <p>(NTT 東西)</p> <p>○ KDDI 殿の光配線区画内のシェアドアクセス利用可能世帯数の適正化、及び NTT 東西殿によるエリアやスケジュール等の速やかな情報開示が必要という意見に賛同します。</p> <p>ただし、光配線区画の見直しに関しては、接続事業者の事業採算性を高める可能性があることは事実ですが、地域特性により採算性に差分が出る(高コストのルーラルエリアではそもそも獲得回線数にも限界があり採算が取れない)等、その効果は十分とは言えないため、1ユーザ単位での競争を実現するためには、分岐単位接続料の実現は不可欠であると考えます。</p> <p>なお、先般の接続委員会において、NTT 東西殿から実現には 2~3 年の期間を要するという回答があったところですが、当該 2~3 年という期間の妥当性検証は別途必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	---	--

3. 分岐単位接続料に係る意見

意 見	再 意 見	考 え 方(案)
<p>意見13 新規事業者の光ファイバサービス参入によるサービス競争の活性化や、その結果実現される利用者料金の低廉化と利用者利便性の向上のため、NTT 東西を含めた OSU 共用による分岐単位接続料を設定すべき。</p> <p>○ まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成 20 年 3 月 27 日)において、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後光アクセスサービス市場は、NTT 東西殿の独占が強まった※等、競争環境は後退の一途をたどっていることを考慮すると、NTT 東西殿利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当たりのコストが同等となるよう、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単位での接続料設定が必須であると考えます。</p> <p>「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿の NGN において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。</p> <p>また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、接続料水準の低廉化及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。</p> <p>※ FTTH 市場における NTT 東西殿シェアは、平成 20 年 3 月末時点で 72.2%、平成 23 年 9 月末</p>	<p>再意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、以下のとおり、他事業者がFTTH市場へ参入する環境は十分整っており、当該市場へ参入するか否かはもはや各事業者の経営上の意思決定の問題となっていることから、分岐単位接続料を設定する必要性はないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> - 現に、KDDIは当社のシェアドアクセスを利用して、全国的に事業を展開されていること、また、KDDIは、本意見募集においても、「弊社は、現行のシェアドアクセス方式による一芯単位接続料金で自社専用のOSUを利用していますが、設備の利用効率を高めてユーザーあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねることで、NTT東・西よりも速いサービスをより安く提供しています」とご主張されていること - 加えて、KDDI以外にも、当社シェアドアクセスの利用を要望している事業者が存在すること - なお、光ファイバ接続料は低廉化しており、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ1芯に2~3ユーザを獲得すれば、ADSL並みの料金の実現は十分可能であること。また、今回の補正申請で更に低廉な水準となり、他事業者にとっても更に使いやすい環境になっていること また、現在の当社のシェアは、電力系事業者やCATV事業者及びKDDIとの競争下で、当社がブロードバンドの普及拡大に向け、積極的に設備投 	<p>考え方13</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT 東西と接続事業者間での OSU 共用は、提案されているいずれの実現方法についても、事業者間の意見の隔たりが大きく、技術面・経済面やサービスの均一化といった「12 の課題」は依然として解決されていない。 こうした状況を踏まえ、当審議会においては、OSU 共用を実現可能な案として想定することは難しいことが確認された。 現時点の喫緊の課題は、FTTH 市場における競争を一層促進し、ブロードバンドの普及促進を図るため、多様な事業者が早期に市場に参入する環境を整えることであり、光配線区画の拡大に関する NTT 東西における対応の方向性も踏まえると、NTT 東西と接続事業者との間の OSU 共用について引き続きその実現可能性を検討することは合理的ではなく、他に早期に導入可能な代替策が見いだせるようであれば、当該方策に関する具体的な検討を行うことが適当である。

<p>時点で 74.5%となっている。(総務省殿公表資料「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」より)</p> <p>NTT 東西殿を含めた OSU 共用については、平成 23 年 10 月より接続委員会において議論が再開され、分岐単位接続料設定の適否について議論がなされています。OSU 等の設備を共用することにより、効率性の向上が図られ、1 ユーザ当たりのコスト低廉化が進むことに伴い、事業者参入のハードルが下がり、サービス競争が促進され、ひいてはユーザ料金の低廉化につながることは明らかです。競争事業者の参入促進による料金低廉化・サービス多様化の推進、光サービスの利用率向上については、『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』(平成 22 年 12 月 14 日)においても、その必要性が示されているところです。接続委員会におかれましては、設備共用の可能性を追求した議論をして頂き、NTT 東西殿を含めた OSU 共用を前提とした分岐単位接続料の設定を実現して頂きたいと考えます。なお、「平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」答申(平成 23 年 3 月 29 日)において、「分岐単位接続料の設定の適否については、~(略)今回なされた議論を十分に踏まえつつ、更なる多角的な調査・審議を継続し、~(略)引き続き検討を行う」と示されているところ、現在接続委員会で議論されている分岐単位接続料設定の適否についても、多角的な検討を行う観点から、当然のこととして広く国民に意見募集を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>資を行い提供エリアを広げるとともに、IP電話やフレッツ・テレビ等のサービス開発によりエンドユーザーに対する付加価値を高めるなど、自ら投資リスクを負って市場を開拓し普及拡大に努めてきたところによる結果に過ぎないものと考えます。</p> <p>また、従来から申し上げているとおり、OSU 共用は、</p> <ul style="list-style-type: none"> - サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること - 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、コアネットワークを共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対応に障害がされること - 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること <p>といった、極めて重大な問題があり、また、実現にあたっては、膨大なコストがかかり、低廉なユーザサービスの提供に支障をきたすことになることから、当社として実施する考えはありません。</p> <p>また、分岐回線単位の接続料を設定することについても、OSU を事業者間で共用して 1 芯を利用している場合であれ、OSU を専用して 1 芯を利用している場合であれ、1 芯を専用しているにもかかわらず、その専用に伴うコストを負担しなくてもよい仕組みとなるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 当社設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること、 - 自ら設備を構築して投資リスクを負いながら営
---	---

向上に寄与している程度でしかなく、利用者料金の大幅な低廉化や新規事業者の市場参入は全く進展していない状況です。加入者シェアについてもNTT東西殿の7割を超える状態から変化がないことからも、現状のままでは競争環境が衰退し、固定通信市場全体の市場規模が縮小する懸念すらあります。

除々に固定市場の膠着感が強まっている状況であることから、市場活性化のための政策が執られることが喫緊の課題と考えます。本年度の接続委員会こそは、改めて固定通信市場全体の発展に主眼を置き、新規事業者の光ファイバサービス参入によるサービス競争の活性化や、その結果実現される利用者料金の低廉化と利用者利便性の向上を目的とし、実効的な政策としての分岐単位接続料の設定が決定されることを強く要望します。

(イー・アクセス)

業している当社以外の設備構築事業者と、分岐端末回線単位の接続料で借りるだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと、

- サービス提供事業者が1芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること、
といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。

(NTT東西)

○ 従来から申し上げているとおり、OSU共用については、

- サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること
- 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、OSUを共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対応に障害がでること
- 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること

といった、極めて重大な問題があることに加えて、その実現のためには、

- 公平制御より優先制御を優先する事業者振り分け機能を新たに開発・導入し、
- そのうえで、当社／他社双方のトラヒックを管理（帯域管理、受付制御）する共通の制御機能やオペレーション機能を新たに開発・導入する等、当社のNGNや他社網の下部に別の制御用ネットワークを新たに開発・構築する必要があるため、膨大な費用がかかり、低廉なサービスの提

	<p>供に支障を来たすことから、当社としてはこれを実施する考えはありません。 (NTT 東西)</p> <p>○ 弊社は、自ら敷設した光ファイバを用いてサービスを提供している光インフラ事業者としての立場から、左記意見にある分岐単位接続料制度の導入には、断固反対いたします。</p> <p>弊社は、分岐単位接続料制度は、以下の2点において解決し難い大きな問題があると考えております。</p> <p>1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることになります。</p> <p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働くかず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されますが、技術革新の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化が実現しなくなるおそれがあります。</p> <p>一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を希望されていますが、この形態であれば、ISP事業者として「〇〇 with フレッツ」等のサービスを提供することと同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度の設定は全く必要ありません。</p>	
--	---	--

	<p>また、OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畠接続機能につきましては、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。</p> <p>現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されていることから、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度の導入は必要ありません。</p> <p>なお、設備更新が停滞するおそれがある点で、積極的には賛成しかねますが、希望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用することでFTTH事業に参入することは、現行の制度下でも可能です。</p> <p>現行の制度下で可能な取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、借りるだけの接続事業者のみ一方的に有利となるだけで、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力を否定するものであるため、弊社は断固反対です。</p> <p>合理性のない分岐単位接続料制度の導入は、公正な競争環境を阻害し、設備事業者の事業撤退・縮小を招きます。これは、旧来のNTT独占時代への回帰を意味し、設備競争・サービス競争が起らなくなります。その結果、価格低廉化が進まず、新サービスも始まらずに、最終的に国民が不利益を被ることになります。</p> <p>なお、コスト負担のあり方が公正であり、競争</p>	
--	---	--

	<p>条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位接続料制度が最も合理的であると考えております。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトバンクBB株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフトバンクモバイル株式会社殿（以下、「ソフトバンクグループ殿」といいます）が加入光ファイバ接続料に関して提出されている「NTT東西殿を含めたOSU共用による分岐端末回線単位での接続料設定が必須」との意見に強く反対します。 <p>ブロードバンド市場においては、NTT東西殿と接続事業者だけでなく、光ファイバ等の設備を自ら敷設してサービスを提供しているCATV事業者や地域系通信事業者（以下「設備事業者」といいます）が存在し、サービス面だけでなく、サービスのベースとなる設備面での競争も繰り広げています。</p> <p>しかしながらソフトバンクグループ殿の考え方には「NTT東西殿利用部門と接続事業者との間で1ユーベあたりのコストが同等となる」ことを目的としていることから分かるように、NTT東西殿と接続事業者間の競争だけを念頭においたものであり、競争環境のもう一つの面である設備競争の枠組みが欠落しています。</p> <p>すなわち光ファイバ等の設備を自社で建設・保有してサービスを行なっている設備事業者は、その光ファイバ等をサービス提供に利用しているか否かを問わずそのコストをすべて負担しています。それに対して、ソフトバンクグループ殿の提案のようにOSU共用方式を導入することで未利用部分のコスト負担を軽減しようとする考え方には、設</p>	
--	--	--

	<p>備事業者との間で著しく公平性を欠くことは明らかです。</p> <p>もし設備競争を阻害するような内容の分岐単位接続料を導入した場合には、設備事業者は不利な競争環境におかれてしまい、公正な設備競争および設備をベースとしたサービス競争が損なわることから、サービスの画一化や新しい技術開発の停滞を招き、結果的にブロードバンドサービスの普及・発展が阻害される懸念があります。</p> <p>したがって接続事業者と設備事業者との間でも公正な競争条件になるように、接続料は一芯単位に設定されるべきであると考えます。</p> <p>平成23年10月以降接続委員会で検討されている分岐単位接続料についても、弊社はこうした「設備競争が不可欠である」との考え方を堅持したうえで接続料設定に関する検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>もし仮に主端末回線接続料算定方式における「エントリーメニュー」を導入する場合にあっても、設備事業者が光ファイバ設備を自ら構築し、または接続事業者が既にNTT東西殿から加入光ファイバを借りてFTTHサービスを提供している「競争地域」は導入対象地域としないなどの競争環境を阻害しないための措置は不可欠であると考えます。</p> <p>(STNet)</p> <p>○ソフトバンク殿の意見に賛同いたします。</p> <p>「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日答申)にもあるとおり、2010年度末現在、我が国におけるFTTH整備率が92.7%に達している一方で、FTTHサービスの利用率は37.8%に留まっており、利用率の向上が課題となっています。</p>	
--	---	--

	<p>FTTHサービスの利用率向上を実現するためには、利用者が経済的価値を見出せるだけ十分に低廉化された料金水準でサービス提供されることが必要不可欠と考えます。</p> <p>モバイルブロードバンド市場においては、FTTHサービスと遜色のない通信速度を実現するLTEサービスの利用者料金が既に月額3千円台で提供される予定となっており、今後より一層普及率を高め市場規模を拡大していくことが想定されます。その一方で、FTTHサービスが現状の料金水準のままでは、モバイルへのマイグレーションも加速し固定ブロードバンド市場の停滞が懸念されます。</p> <p>分岐単位接続料の設定については、接続事業者の事業規模や既存の顧客基盤によらず公正な競争環境が実現可能なことからも新規参入の容易性が高まり、設備の利用効率向上による接続料の低廉化やサービス競争の活性化による利用者料金の低廉化が実現可能である最も有効な方策であり実現されるべき政策と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
意見14 新規事業者の市場参入によるサービス競争の促進が必要であり、競争環境の継続性、発展性の観点から最も有効な手段である、ファイバシェアリングを実現すべきであり、分岐単位接続料の設定は必要不可欠。	再意見14	考え方14
○【分岐単位接続料の実現について】 PSTNからIP網へのマイグレーションを公正な競争環境下で実現するためには、PSTNで構築された健全なサービス競争環境を継続、発展させるべきであり、PSTNにおける利用者環境の維持継続やサービス選択の自由度向上の観点も必要と考えます。そのためには、更なる接続料の低廉化やADSL事業者を含めた新規事業者の市場参入によるサービ	○ ファイバシェアリングについては、OSU共用と同様に、 - サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること - 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、OSUを共用する事業者間の調整と合意が必要とな	○ 考え方13のとおり。

<p>ス競争の促進が必要であり、競争環境の継続性、発展性の観点から最も有効な手段である、ファイバシェアリングを実現して頂きたいと考えます。</p> <p>現在、接続委員会にて、ファイバシェアリング等のOSU共用に加えOSU専用も含めた実現方式が多角的に検討されていますが、サービス競争の活性化及びその結果実現される利用者料金の低廉化と利便性向上の実現には、分岐単位接続料の設定は必要不可欠と考えます。</p> <p>なお、分岐単位接続料を設定するにあたり、一部の既存事業者からはNTT東西殿にコストを回す問題があるとの見解がありますが、本来、将来原価方式は乖離額調整制度が認められていないにも関わらず、加入光ファイバはNTT東西殿たっての要望により特例として認められており、コスト回収が可能なルールになっています。分岐単位接続料を設定した場合でも、加入光ファイバ 1 芯単位と同様に、乖離額調整制度等によるコスト回収の手段があること、並びに接続料の設定方法によっても回避が可能になることから、そもそもコストのつけ回しとは言えず、分岐単位接続料の導入を反対する理由にはならないと考えます。</p> <p>また、分岐単位接続料の設定は、接続事業者や利用者にとってメリットがあるだけでなく、NTT東西殿にとっても光ファイバ芯線利用率の向上に繋がることで設備の利用効率向上や回線単位でのコストの低廉化、IP網への移行促進等のメリットが期待できるものと考え、政策としての価値も高いと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>り、機動的なサービス提供や運用対応に障害がされること</p> <ul style="list-style-type: none"> - 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること <p>といった、極めて重大な問題があることに加え、その実現のためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> - VLAN番号をサービス毎・事業者毎に振分ける事業者振分け機能を新たに開発・導入、及びお客様宅内にも同様な機能を具備した振り分け装置の設置 - そのうえで、当社／他社双方のトラヒックを管理(帯域管理、受付制御)する共通の制御機能やオペレーション機能を新たに開発・導入 - 設備管理、オーダ流通、保守監視等のオペレーション機能の開発・導入 - 1ユーザに複数のVLANを設定(複数のサービスの提供)ができる機能をOSUおよびONUに追加 <p>等が必要となるため、多大な費用がかかり、低廉なサービスの提供に支障をきたすことから、当社としてはこれを実施する考えはありません。</p> <p>なお、「分岐単位接続料を設定した場合でも、加入光ファイバ 1 芯単位と同様に、乖離額調整制度等によるコスト回収の手段があること、並びに接続料の設定方法によっても回避が可能になることから、そもそもコストのつけ回しとは言えず、分岐単位接続料の導入を反対する理由にはならないと考えます。」とのご指摘について、分岐端末回線単位の接続料を設定する上では、少なくとも以下の観点から問題があり、当社として実施する考えはありません。</p>	
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> - 設備構築事業者としてコスト回収漏れが生じる恐れがあること - サービス提供事業者間の同等性を確保できないこと - 当社の管理部門から光を借りるサービス提供事業者と他の設備構築事業者の間の同等性を確保できないこと <p>(NTT 東西)</p> <p>○ イー・アクセス株式会社殿(以下、「イー・アクセス殿」といいます)が加入光ファイバ接続料に関して提出されている「分岐単位接続料の設定は必要不可欠」との意見に強く反対します。</p> <p>ブロードバンド市場においては、NTT東西殿と接続事業者だけでなく、光ファイバ等の設備を自ら敷設してサービスを提供しているCATV事業者や地域系通信事業者(以下、「設備事業者」といいます)が存在し、サービス面だけでなく、サービスのベースとなる設備面での競争も繰り広げています。</p> <p>しかしながらイー・アクセス殿の意見には設備競争の枠組みが欠落しており、分岐単位接続料の設定が競争環境を歪め、接続事業者と設備事業者との間に生まれる不公平な競争環境については言及されていません。</p> <p>すなわち光ファイバ等の設備を自社で建設・保有してサービスを行なっている設備事業者は、その光ファイバ等をサービス提供に利用しているか否かを問わずそのコストをすべて負担しています。それに対して、一部の接続事業者が主張する分岐単位接続料の考え方は、現実にはコストが発生しているにも関わらず、未利用部分のコストを負担しないことで利用部分の接続料を軽減しよ</p>	
--	--	--

	<p>うとするもので、接続事業者と設備事業者との間で著しく公平性を欠くことは明らかです。</p> <p>もし設備競争を阻害するような内容の分岐単位接続料を導入した場合には、設備事業者は不利な競争環境におかれてしまい、公正な設備競争および設備をベースとしたサービス競争が損なわれることから、サービスの画一化や新しい技術開発の停滞を招き、結果的にブロードバンドサービスの普及・発展が阻害される懸念があります。</p> <p>したがって接続事業者と設備事業者との間でも公正な競争条件になるように、接続料は一芯単位に設定されるべきであると考えます。</p> <p>平成23年10月以降接続委員会で検討されている分岐単位接続料についても、弊社はこうした「設備競争が不可欠である」との考え方を堅持したうえで接続料設定に関する検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>もし仮に主端末回線接続料算定方式における「エントリーメニュー」を導入する場合にあっても、設備事業者が光ファイバ設備を自ら構築し、または接続事業者が既にNTT東西殿から加入光ファイバを借りてFTTHサービスを提供している「競争地域」は導入対象地域としないなどの競争環境を阻害しないための措置は不可欠であると考えます。</p> <p>(STNet)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弊社は、自ら敷設した光ファイバを用いてサービスを提供している光インフラ事業者としての立場から、左記意見にある分岐単位接続料制度の導入には、断固反対いたします。 <p>弊社は、分岐単位接続料制度は、以下の2点</p>	
--	--	--

	<p>において解決し難い大きな問題があると考えております。</p> <p>1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。</p> <p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働き、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されますが、技術革新の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化が実現しなくなるおそれがあります。</p> <p>一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を希望されていますが、この形態であれば、ISP事業者として「○○ with フレッツ」等のサービスを提供することと同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度の設定は全く必要ありません。</p> <p>また、OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畠接続機能につきましては、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。</p> <p>現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿</p>	
--	--	--

	<p>は全国で「auひかり」サービスを展開していることから、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度の導入は必要ありません。</p> <p>なお、設備更新が停滞するおそれがある点で、積極的には賛成しかねますが、希望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用することでFTTH事業に参入することは、現行の制度下でも可能です。</p> <p>現行の制度下で可能な取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、借りるだけの接続事業者のみ一方的に有利となるだけで、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力を否定するものであるため、弊社は断固反対です。</p> <p>合理性のない分岐単位接続料制度の導入は、公正な競争環境を阻害し、設備事業者の事業撤退・縮小を招きます。これは、旧来のNTT独占時代への回帰を意味し、設備競争・サービス競争が起らなくなります。その結果、価格低廉化が進まず、新サービスも始まらずに、最終的に国民が不利益を被ることになります。</p> <p>なお、コスト負担のあり方が公正であり、競争条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位接続料制度が最も合理的であると考えております。</p> <p>(ケイ・オプティコム)【再掲】</p>	
意見15 加入光ファイバ接続料について低廉化が進み、2~3ユーザの利用があれば ADSL 並み料金の実現も可能な水準である。分岐貸し(OSU 共用)による分岐単位接続料の設定は、サービスの多様	再意見15	考え方15

<p>化・品質の確保や技術上の課題があることから適当ではない。仮に、接続委員会において示された「エントリーメニュー」の検討をするとしても、公正競争を阻害しないこと、また、現在の接続料制度の枠組みを超えないことが必須。</p>		
<p>○ 加入光ファイバ接続料については、昨年認可された現行料金では、大幅な値下げにより、3年目の2013年度には約30%の低廉化を実現しました。今回の補正申請では、乖離額調整を行った結果、さらに水準が低減しているところです。</p> <p>現状の戸建て向け光サービスのユーザ料金が月5千円程度であることに対し、その構成要素の一つである加入光ファイバの接続料は3千円台であることから、その点だけにおいても既に光サービスへの参入は可能であり、現にKDDI様はNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを展開しており、全国にエリア拡大をしているところです。</p> <p>具体的には、シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおいて、最大8ユーザ(分岐)まで収容が可能である中で、2~3ユーザの利用があればADSL並み料金の実現も可能な水準です。現に、KDDI様は既に平均2~3程度のユーザを獲得しているところです。</p> <p>ブロードバンド市場は、光だけでなくCATVやモバイル等、多様な技術・サービスで広く提供されていますが、全体で約700万もの顧客基盤を持つDSL事業者様をはじめとして、新規の参入事業者であっても、十分に光サービスへ参入・事業展開が可能となっており、もはや参入するか否かは各事業者の経営上の意思決定の問題であると考えます。</p> <p>なお、光ファイバの分岐単位接続料設定の適否について、接続委員会で議論された通り、分岐貸し(OSU共用)という接続形態は、サービスの多様化・品質の確保や技術上の課題があることから適当ではない、という一定の整理がなされたものと考えて</p>	<p>○ 本意見に賛同いたします。</p> <p>接続委員会において検討された光ファイバの分岐単位接続料設定の適否について、「分岐貸し(OSU共用)という接続形態は、サービスの多様化・品質の確保や技術上の課題があることから適当ではない」ということが明確化されたものと考えます。</p> <p>また、OSU専用の光ファイバ接続料の追加メニューを想定した例示として提案されている「エントリーメニュー」についても、検討を進めるにあたっては、「公正競争を阻害しないこと及び現在の接続料制度の枠組みを超えないこと」は必須と考えます。</p> <p>(東北インテリジェント通信)</p> <p>○ 弊社は、自ら敷設した光ファイバを用いてサービスを提供している光インフラ事業者としての立場から、左記意見と同様に、分岐単位接続料制度の導入には、断固反対いたします。</p> <p>弊社は、分岐単位接続料制度は、以下の2点において解決し難い大きな問題があると考えております。</p> <p>1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。</p> <p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働くかず、その結果、光アクセス網の進化が停滞す</p>	<p>○ OSU共用については考え方13のとおり。</p> <p>○ 当審議会において分岐単位接続料設定の適否に関する検討を経た上で提示した「エントリーメニュー」は、十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけFTTHサービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策として、補完的に講じることが適當である。</p> <p>また、暫定的な措置であることを踏まえると、より早期に、より焦点を絞った競争促進策として講じることが適當であり、その適用対象については、市場の実態を踏まえ、現在FTTHサービスに関する競争が生じておらず、配線区画の見直しを待っていてはFTTHサービス市場参入の適切なタイミングを失う可能性のエリアに限定することが適當である。</p>

おります。

また、接続委員会において、OSU専用の光ファイバ接続料の追加メニューを想定した例示として「エントリーメニュー」が挙げられました。しかしながら、自ら設備を構築して光サービスを提供している事業者やNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを提供している事業者様とNTT東西との間で、現行の接続形態及び接続料水準で既に競争は十分に機能していることは前述の通りです。

仮に、このような「エントリーメニュー」の検討をするとしても、公正競争を阻害しないこと、また、現在の接続料制度の枠組みを超えないことが必須と考えます。

(NTT 持株)

することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されますが、技術革新の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化が実現しなくなるおそれがあります。

一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を希望されていますが、この形態であれば、ISP事業者として「○○ with フレッツ」等のサービスを提供することと同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度の設定は全く必要ありません。

また、OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能につきましては、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。

現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されていることから、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度の導入は必要ありません。

なお、設備更新が停滞するおそれがある点で、積極的には賛成しかねますが、希望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用することでFTTH事業に参入することは、現行の制度下でも可能です。

現行の制度下で可能な取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、借りるだけの接続事業者のみ

	<p>一方的に有利となるだけで、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力を否定するものであるため、弊社は断固反対です。</p> <p>合理性のない分岐単位接続料制度の導入は、公正な競争環境を阻害し、設備事業者の事業撤退・縮小を招きます。これは、旧来のNTT独占時代への回帰を意味し、設備競争・サービス競争が起らなくなります。その結果、価格低廉化が進まず、新サービスも始まらずに、最終的に国民が不利益を被ることになります。</p> <p>その点、コスト負担のあり方が公正であり、競争条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位接続料制度が最も合理的であると考えております。</p> <p>そもそも、サービス原価の大きな割合を占める光ファイバ接続料を、市場から離れて恣意的に設定することは、公正な競争環境を歪めるものと考えております。また、光ファイバ接続料の議論過程において、時折ドライカッパ接続料が引用されますが、本来、光ファイバとメタルケーブルは、材質・構成技術・敷設工法・構築の歴史等が全く異なるため、両者の接続料を比較することには合理性がないと考えております。</p> <p>なお、接続委員会において提示されておりますエントリーメニュー案については、その導入目的を明確にした上で議論いただき、仮に競争政策の一手法として導入する場合においては、設備競争・サービス競争に与える影響が極めて限定的となるよう制度設計いただくことが必要です。その点で、ドライカッパ接続料との比較に基づいて第22回接続委員会にて提示された接続料水準は、接続事業者を</p>
--	---

	<p>著しく優位にする可能性があり、競争環境に与える影響が大きすぎると考えます。</p> <p>また、エントリーメニュー案が、FTTHサービスの競争が進展しておらず、メタルアクセスから当該サービスへの利用移行が進んでいない地域に対する移行促進を目的としているならば、それは競争政策ではなく、地域格差を是正する社会政策という色合いが強くなるため、どの地域でも使える一般的な制度として設計するのではなく、事業者間競争が起こっていない地域(NTT東西殿以外の事業者が実際にサービス提供していない地域)に対象を限定する措置や、適用期間を限定する措置を講じることが必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ADSL市場では当社をはじめ多くの新規事業者が市場参入し牽引することで健全な競争環境が構築され、ブロードバンドの普及が短期間ではかられ利用者の利便性向上に貢献してきました。しかしながら、ADSLからFTTHへの流れにおいては、NTT東西殿の市場シェアが7割を超えており、結果的にADSLで培われた健全な競争市場が失われ、NTT東西殿の独占状態となっています。 <p>現在のFTTH市場が一定の競争環境にあるとの意見もありますが、当社は、ADSL市場と同様に接続事業者の事業規模や既存の顧客基盤によらず公正な競争が成り立つことが目指すべき競争環境と考えます。多様な事業者での活発なサービス競争によって、利用者が経済的価値を見出せるだけ十分に低廉化された料金水準が実現され、利用者利便性の最大化を図ることが可能になるものと考えます。</p> <p>加えて、PSTNのマイグレーションによる結果的なサービスのマイグレーションだけでは利用者</p>	
--	---	--

	<p>利便性の向上は限定的であり、FTTHサービスを中心とした固定ブロードバンド市場の拡大は図れないものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光ブロードバンドを全国に普及させていくにあたっては、都市部を含めて複数の競争事業者の参入を促進し、「競争促進による料金の低廉化やサービスの多様化を通じて、利用者利益の最大化を図る」という「光の道」の趣旨に沿うような対応が必要です。そのためには、シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおける東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東西」という。）殿を含む OSU 共用（分岐単位接続料の設定）により、1 ユーザ単位での競争を実現することで、事業者参入を促進することが必要不可欠と考えます。 <p>NTT 東西殿を含む OSU 共用により事業者参入が促進され設備収容効率が高まることは、1 ユーザあたりのコスト低廉化につながり、既にサービス展開している NTT 東西殿利用部門からみても、メリットとなるものと考えます。</p> <p>さらに言えば、そもそも NTT 東西殿設備部門の観点からすれば、多数の接続事業者に効率よく設備を貸し出すことが当然の経営判断となりえるはずです。それがいまだに実現されていないという事実は、NTT 東西殿の機能分離が厳密になされていないという、現状の NTT 東西殿の組織問題に起因するものにほかならないものと考えます。</p> <p>なお、「恣意的な料金設定を行うことは公平な競争環境を歪めることとなりかねません」（KDDI 株式会社（以下、「KDDI」という。）殿）という意見がありますが、分岐単位接続料が導入された場合の接続料算定方法については、まさに今後接続委</p>	
--	---	--

	<p>員会等で議論されるべきものであり、接続事業者も設備投資に見合う適正なコストを応分負担することを前提とした検討を行うことは可能であるため、競争環境を歪めることにはつながらないものと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ブロードバンド普及の更なる推進にあたっては、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら、NTT 東・西と競争事業者が公正に競争できる環境が必要です。そのためには、接続料水準の低廉化のみならず、NTT 東・西が保有するボトルネック設備の利用においても、国民のブロードバンドの利活用促進の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、線路敷設基盤の利用環境の整備を進めることが重要と考えます。 <p>具体的には、前回の弊社意見のとおり、NTT 東・西は当然の責務として次の点について確実に実施すべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 光配線区画の適正化 <p>今回、NTT 東・西が提案している新たに配線区画を設定する案は、システム開発費が個別負担となっているなど同等性確保の点で不十分です。全ての事業者が、配線区画を競争が有効に機能する形態で利用できるよう、NTT 東・西においては既存の配線区画を早期に適正化する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② コロケ、中継ダークのリソース枯渇解消 <p>シェアド方式によってエリア展開を図るために必要なコロケや中継ダークに関しては、長期間 Dランクとなっているビル・区間のリソース枯渇解消を早期に図る必要があります。</p> <p>なお、2/16 の接続委員会において提案されている「エントリーメニュー」案については、設備競争</p>
--	---

	<p>を阻害しないような料金水準や非競争地域に限定した適用を前提としたものと理解していますが、エントリーメニューの導入如何にかかわらず、光の競争促進にあたっては、上述の既存の配線区画の適正化やリソース枯渇問題の解消といった競争環境の整備が必要不可欠です。</p> <p>そのため、総務省においては、接続委員会等の公の場において、NTT 東・西の報告に基づく配線区画の適正化状況等について四半期毎に検証を実施し、その結果、光の普及促進を図るための競争環境の整備が不十分な場合には、ダークファイバの競争ルールの適切な見直しをただちに行うべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
意見16 OSU 共用や OSU 専用(エントリーメニュー)を導入することは、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことになるため、安易に実施すべきではない。むしろ、競争事業者が FTTH サービスの提供を円滑に進められるよう、光配線区画内のシェアドアクセス利用可能世帯数の適正化を図ることが先決。	再意見16	考え方16
○3. 分岐単位接続料設定について 光ファイバ接続料水準の設定は、市場の実態を踏まえたコストと需要の予測値に基づいて算定することが原則であり、恣意的な料金設定を行うことは公平な競争環境を歪めることとなりかねません。 弊社は、現行のシェアドアクセス方式による一芯単位接続料金で自社専用の OSU を利用していますが、設備の利用効率を高めてユーザーあたりのコストを下げ、8 分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねることで、NTT 東・西よりも速いサービスをより安く提供しています。当社以外にも、各地域の電力系事業者や CATV 事業者などが、同様に設備投資リスクを負って各地で多様なブロードバ	<p>○ 本意見に賛同いたします。</p> <p>光ファイバ接続料水準の設定は、市場の実態を踏まえたコストと需要の予測値に基づいて算定することが原則であり、恣意的な料金設定を行うことは公平な競争環境を歪めることになります。</p> <p>設備ベースでの競争を通じ、技術革新によるサービスの多様化、料金の低廉化は実現されており、「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」等を導入することは、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことになるため、実施すべきではありません。</p> <p>また、今回検討されているOSU専用メニュー</p>	<p>○ OSU 共用については考え方13、エントリーメニューについては考え方15、光配線区画の適正化については考え方12のとおり。</p>

<p>ンドサービスを展開しており、設備ベースでの競争を通じ、技術革新によるサービスの多様化、料金の低廉化を実現しています。</p>	<p>(エントリーメニュー)の値下げ幅を検討するにあたり、DSL接続料と比較ましておりますが、光ファイバとメタル回線は、構成技術や敷設工法、サービススペック等が全く異なりますので、両者を比較することには全く合理性が無いものと考えます。これをベースに議論を進めることは正に恣意的な料金設定につながるものと考えます。</p>	
<p>このような状況にあることを踏まえれば、以下のとおり「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」等を導入することは、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことになるため、安易に実施すべきではありません。</p>	<p>(分岐単位接続料に係るメニュー等についての考え方)</p>	
<p>① OSU 共用</p>	<p>OSU 共用は、サービス均一化を強いられることや、分岐しか利用しないモラルハザード的な利用によって設備利用の非効率化が生じる等の問題があり、安易に導入すべきでないと考えます。</p>	
<p>② OSU 専用(エントリーメニュー)</p>	<p>弊社は、自ら敷設した光ファイバを用いてサービスを提供している光インフラ事業者としての立場から、左記意見と同様に、分岐単位接続料制度の導入には、断固反対いたします。</p>	
<p>今回検討されている OSU 専用メニュー(エントリーメニュー)では「複数年度段階料金の設定」を行う案が示されていますが、本案については、自ら設備投資リスクを負って事業展開している事業者がユーザーに提供している FTTH サービスの料金を極端に下回る料金設定が可能な水準で下限(1 年目)の接続料を設定した場合、現在機能している設備競争が成り立たなくなることになりかねない点に留意が必要です。</p>	<p>弊社は、分岐単位接続料制度は、以下の2点において解決し難い大きな問題があると考えております。</p> <p>1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることになります。</p>	
<p>また、今回申請された平成 24 年度のシェアドアクセスの一芯単位接続料が当初の予定より下がっているため(NTT 東日本 : 3,013 円、NTT 西日本 : 3,846 円)、接続事業者が 8 分の 2 の利用者を収容することで、ユーザーあたりの実質的な接続料水準を ADSL 相当に近づけることがよりやり易くなることを踏まえれば、分岐単位接続料を導入する必要性はこれまでより下がっていると言えます。</p> <p>むしろ、競争事業者が FTTH サービスの提供を円</p>	<p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働くかず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されますが、技術革新の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化が実現しなくなるおそれがあります。</p> <p>一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同</p>	

滑に進められるよう、以下のとおり、光配線区画内のシェアドアクセス利用可能世帯数の適正化を図ることが先決であると考えます。

(KDDI)

じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を希望されていますが、この形態であれば、ISP事業者として「〇〇 with フレッツ」等のサービスを提供することと同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度の設定は全く必要ありません。

また、OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畠接続機能につきましては、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。

現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されていることから、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度の導入は必要ありません。

なお、設備更新が停滞するおそれがある点で、積極的には賛成しかねますが、希望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用することでFTTH事業に参入することは、現行の制度下でも可能です。

現行の制度下で可能な取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、借りるだけの接続事業者のみ一方的に有利となるだけで、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力を否定するものであるため、弊社は断固反対です。

合理性のない分岐単位接続料制度の導入は、公正な競争環境を阻害し、設備事業者の事業撤

	<p>退・縮小を招きます。これは、旧来のNTT独占時代への回帰を意味し、設備競争・サービス競争が起ころなくなります。その結果、価格低廉化が進まず、新サービスも始まらずに、最終的に国民が不利益を被ることになります。</p> <p>その点、コスト負担のあり方が公正であり、競争条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位接続料制度が最も合理的であると考えております。</p> <p>そもそも、サービス原価の大きな割合を占める光ファイバ接続料を、市場から離れて恣意的に設定することは、公正な競争環境を歪めるものと考えております。また、光ファイバ接続料の議論過程において、時折ドライカッパ接続料が引用されますが、本来、光ファイバとメタルケーブルは、材質・構成技術・敷設工法・構築の歴史等が全く異なるため、両者の接続料を比較することには合理性がないと考えております。</p> <p>なお、接続委員会において提示されておりますエントリーメニュー案については、その導入目的を明確にした上で議論いただき、仮に競争政策の一手法として導入する場合においては、設備競争・サービス競争に与える影響が極めて限定的となるよう制度設計いただくことが必要です。その点で、ドライカッパ接続料との比較に基づいて第22回接続委員会にて提示された接続料水準は、接続事業者を著しく優位にする可能性があり、競争環境に与える影響が大きすぎると考えます。</p> <p>また、エントリーメニュー案が、FTTHサービスの競争が進展しておらず、メタルアクセスから当該サービスへの利用移行が進んでいない地域に対する移行促進を目的としているならば、それは競争政策ではなく、地域格差を是正する社会政策という色合いが強くなるため、どの地域でも使える</p>
--	---

	<p>一般的な制度として設計するのではなく、事業者間競争が起こっていない地域(NTT東西殿以外の事業者が実際にサービス提供していない地域)に対象を限定する措置や、適用期間を限定する措置を講じることが必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ADSL市場では当社をはじめ多くの新規事業者が市場参入し牽引することで健全な競争環境が構築され、ブロードバンドの普及が短期間ではかられ利用者の利便性向上に貢献してきました。しかしながら、ADSLからFTTHへの流れにおいては、NTT東西殿の市場シェアが7割を超えており、結果的にADSLで培われた健全な競争市場が失われ、NTT東西殿の独占状態となっています。 <p>現在のFTTH市場が一定の競争環境にあるとの意見もありますが、当社は、ADSL市場と同様に接続事業者の事業規模や既存の顧客基盤によらず公正な競争が成り立つことが目指すべき競争環境と考えます。多様な事業者での活発なサービス競争によって、利用者が経済的価値を見出せるだけ十分に低廉化された料金水準が実現され、利用者利便性の最大化を図ることが可能になるものと考えます。</p> <p>加えて、PSTNのマイグレーションによる結果的なサービスのマイグレーションだけでは利用者利便性の向上は限定的であり、FTTHサービスを中心とした固定ブロードバンド市場の拡大は図れないものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 光ブロードバンドを全国に普及させていくにあたっては、都市部を含めて複数の競争事業者の参入を促進し、「競争促進による料金の低廉化や 	
--	--	--

	<p>サービスの多様化を通じて、利用者利益の最大化を図る」という「光の道」の趣旨に沿うような対応が必要です。そのためには、シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおける東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)殿を含む OSU 共用(分岐単位接続料の設定)により、1 ユーザ単位での競争を実現することで、事業者参入を促進することが必要不可欠と考えます。</p> <p>NTT 東西殿を含む OSU 共用により事業者参入が促進され設備収容効率が高まることは、1ユーザあたりのコスト低廉化につながり、既にサービス展開している NTT 東西殿利用部門からみても、メリットとなるものと考えます。</p> <p>さらに言えば、そもそも NTT 東西殿設備部門の観点からすれば、多数の接続事業者に効率よく設備を貸し出すことが当然の経営判断となりえるはずです。それがいまだに実現されていないという事実は、NTT 東西殿の機能分離が厳密になされていないという、現状の NTT 東西殿の組織問題に起因するものにほかならないものと考えます。</p> <p>なお、「恣意的な料金設定を行うことは公平な競争環境を歪めることとなりかねません」(KDDI 株式会社(以下、「KDDI」という。)殿)という意見がありますが、分岐単位接続料が導入された場合の接続料算定方法については、まさに今後接続委員会等で議論されるべきものであり、接続事業者も設備投資に見合う適正なコストを応分負担することを前提とした検討を行うことは可能であるため、競争環境を歪めることにはつながらないものと考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
--	--	--

平成24年3月29日

総務大臣
川端達夫殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋温

答申書(案)

平成24年1月23日付け諮問第3037号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(両社をして、以下「NTT東西」という。)の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。
 - (1)NTT東日本に対し、平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うことを要請すること(考え方3)。
 - (2)1芯単位接続料に乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、NTT東西に対し、需要の減少に応じたコスト削減の取組について、平成25年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告することを要請すること(考え方5)。
 - (3)光ファイバのエリア展開情報の迅速な提供、配線区域情報の提供に係る円滑化及び透明性向上に向け、具体的な開示方法等について、NTT東西に対し、現在関係事業者との間で進められている協議を通じ、できる限り速やかに成案を得ることを要請すること(考え方6)。
 - (4)NTT東西に対し、光配線区画の見直しに当たり、必要となるシステム改修等のコストを極力抑えるよう努めるとともに、できる限り早期に実施するよう取り組むことを要請すること。また、透明

性と予見性を確保する観点から、見直しの状況について、平成24年6月末までに総務省に報告するとともに、その後半年ごとに、見直しが完了するまでの間、総務省に報告することを要請すること(考え方12)。

- 3 なお、本件は、平成23年1月25日付け諮問第3029号をもって諮問され、一部条件を付して認可することが適當と答申した第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更(以下「当初変更」という。)に関連している。本件は当初変更の内容を補正することから、当初変更に係る認可の際に付した条件のうち、継続的に履行が必要なものについては、引き続きその履行を求めることが適當である。

(以上)

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

2. 申請年月日

平成24年1月17日(火)

3. 実施予定期日

認可後、平成24年4月1日(日)から実施。

4. 概要

平成24年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定(補正)するため、接続約款の変更を行うものである。

II 主な変更内容

1. 概要

1) 平成23年度以降の加入光ファイバ接続料(現行接続料)の概要

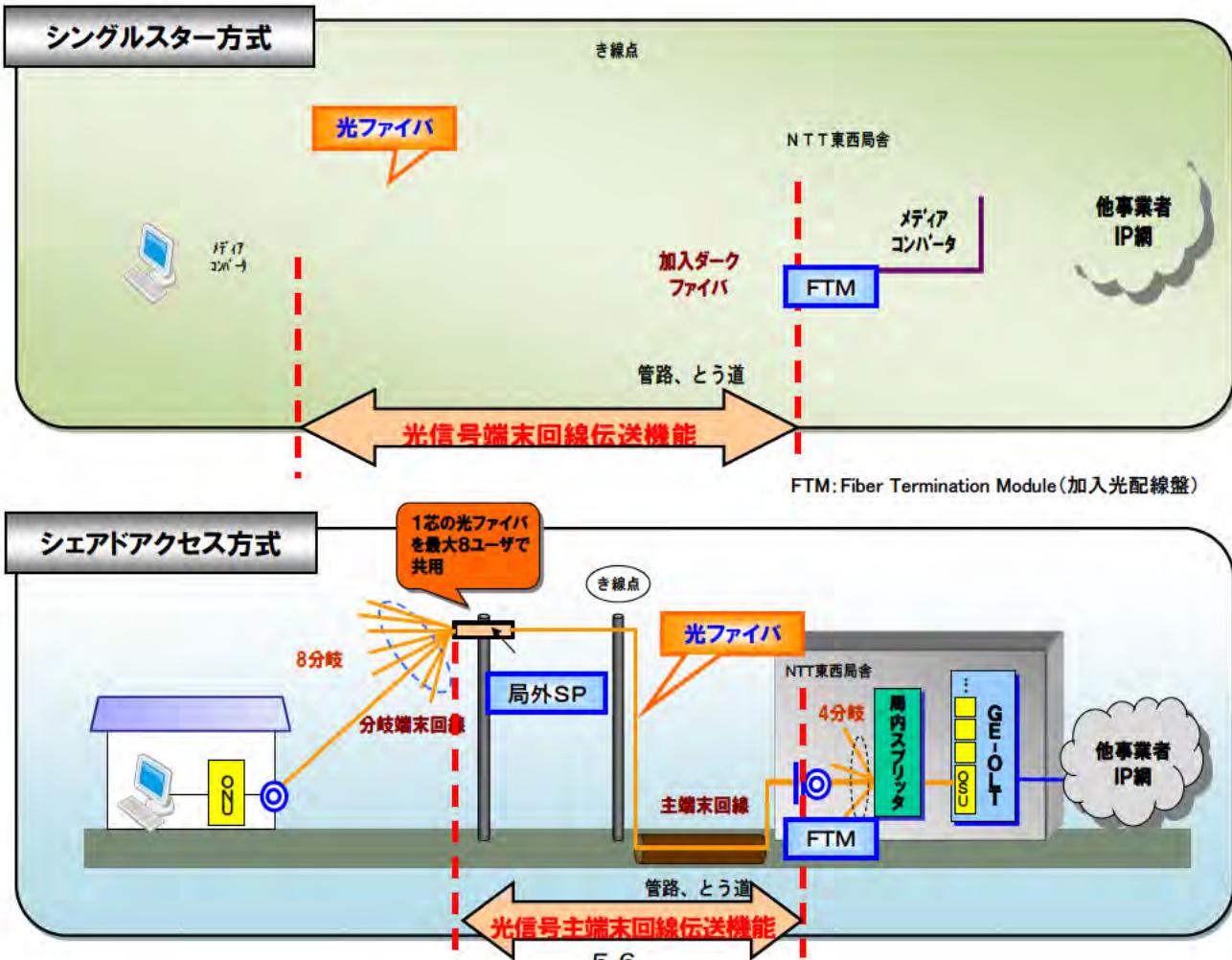
加入光ファイバについては、超高速ブロードバンドの普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から平成25年度までの3年間について、各年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)及び光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)に係る現行の平成23年度以降の接続料は、以下のとおりである。

(タイプ1-1)^{※2}

	NTT東日本			NTT西日本		
	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度
シングルスター方式	4,194 円	3,568 円	3,380 円	4,784 円	4,578 円	3,426 円
シェアドアクセス方式 ^{※1}	3,756 円	3,155 円	2,982 円	4,298 円	3,995 円	3,010 円

※1 接続料に含まれる局外スプリッタの料金は、平成23年度のもの。

※2 平日・昼間帯故障修理の場合

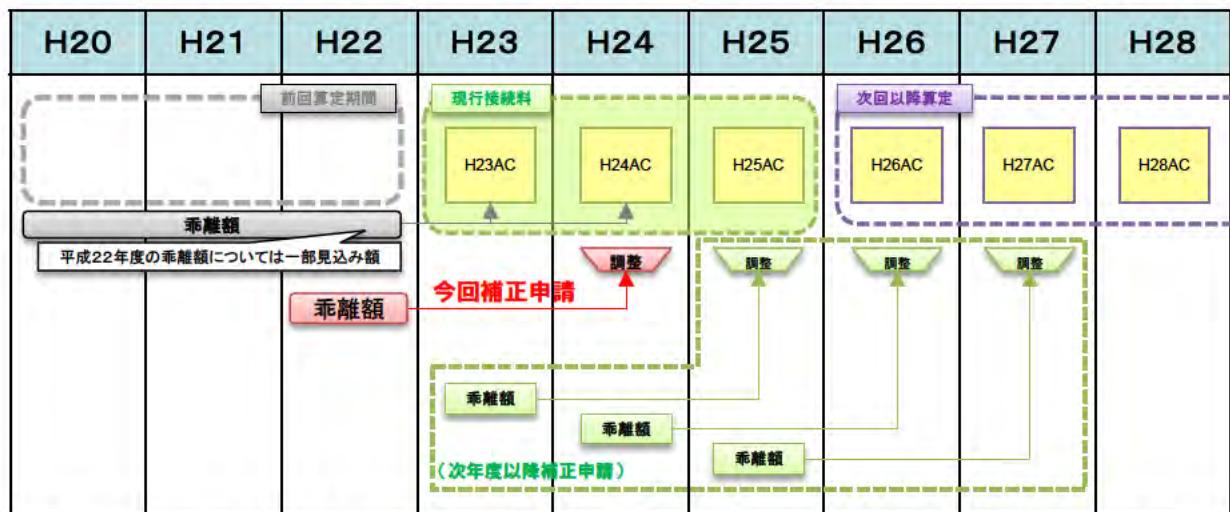


2) 乖離額調整

接続料規則(第12条の2第1項)において、将来原価方式における乖離額は0と規定されており、現行制度上、乖離額調整制度は原則として認められていない。しかし、前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における加入光ファイバ接続料においては、情報通信審議会答申(平成20年3月27日)を踏まえ、NTT東西から補正申請がなされたことを受け、当該算定期間分に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。このため、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料については、当該算定期間(平成20年度～22年度)において生じた乖離額について調整した上で、認可が行われている^(※)。

当該算定期間に発生した乖離額については、「予測費用と実績接続料収入の差額」とすることとされていた。しかし、当該算定期間における実績費用は、予測費用を大幅に下回っていたことから、適正なコスト回収を図るという観点から調整方法を一部変更し、「実績費用と実績収入の差額」を乖離額として次期接続料の原価に算入することとされた。

この際、平成22年度における実績費用と実績収入については、同年度の上半期の実績値から下半期を予測した見込額により計算されていたため、本件申請は、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当初の見込額との差分(乖離額)について、平成24年度に適用される接続料原価に算入することにより、平成24年度接続料を設定(補正)するものである。



※ 平成20年度～22年度に発生した乖離額の接続料原価への算入方法については、発生した乖離額を早期に回収する観点から平成23年度接続料において回収することを基本とするが、NTT西日本においては、低廉化傾向にある接続料が上昇に転じることを避ける観点から、平成23年度及び24年度の2年間にかけて算入することとされた。

なお、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料においても乖離額調整制度が規定されている。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」について翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とするものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものとされている。

3)災害特別損失の扱い

本件申請については、平成24年度に適用される接続料の算定に必要となる平成22年度における実績費用の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積差額を減算した上で、これを算入した費用が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている(※)。

※ 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。

4)補正申請接続料の概要

本件申請は、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当初の見込額との差分(乖離額)について、平成24年度適用接続料の原価に算入することにより、平成24年度接続料を設定(補正)するものである。具体的な接続料は以下のとおり。

(タイプ1-1)_{※3}

	NTT東日本				NTT西日本			
	(現行) 23年度	24年度	(補正申請) 24年度	25年度	(現行) 23年度	24年度	(補正申請) 24年度	25年度
シングルスター方式 _{※1}	4,194 円	3,568 円	3,403 円 (▲4.6%)	3,380 円	4,784 円	4,578 円	4,357 円 (▲4.8%)	3,426 円
シェアドアクセス方式 _{※1※2}	3,756 円	3,155 円	3,013 円 (▲4.5%)	2,986 円	4,298 円	3,995 円	3,846 円 (▲3.7%)	3,055 円

※1 ()内の数字は、現在認可されている平成24年度接続料に対する減少率。

※2 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年更新されるもの(現行の平成23年度以降の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成23年度のもの、申請接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成24年度のもの)。

※3 平日・昼間帯故障修理の場合。

2. 光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料

1)平成22年度において生じた乖離額の調整

平成22年度における実績費用と実績収入については、同年度の上半期の実績値から下半期を予測した見込額により計算されていたため、今般の補正申請においては、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、あらかじめ算入されている当初の見込額との差額(乖離額)について算定する。具体的な乖離額は以下のとおり。

■平成22年度における実績費用と実績収入の差額

		実績費用	実績収入	実績費用と 実績収入の差額
NTT 東日本	見込み額※1	1,211 億円	1,344 億円	▲132 億円
	実績額	1,155 億円※2	1,345 億円	▲190 億円
	差額	▲56 億円	+2 億円	▲58 億円
NTT 西日本	見込み額※1	1,107 億円	1,152 億円	▲45 億円
	実績額	1,041 億円	1,147 億円	▲106 億円
	差額	▲66 億円	▲5 億円	▲61 億円

※1 平成22年度上半期の実績値から下半期を予測して計算。

※2 災害特別損失16億円を含む。

光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料は、上記で算定した乖離額のうち、光ファイバ及び FTM に係る乖離額を加算して算定される。これを平成24年度における稼働芯線見込み数で除することにより算出される1芯当たりの乖離額は以下のとおり。

■乖離額(シングルスター方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス 方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	▲27 億円	(▲30 億円)	▲58 億円
	1芯当たり乖離額	▲165 円		
NTT 西日本	乖離額	▲22 億円	(▲39 億円)	▲61 儻円
	1芯当たり乖離額	▲221 円		

2)接続料の算定

一芯当たり乖離額を算入した光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料は以下のとおり。

■光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料_{※1※2} (タイプ1-1)

	(現行) 平成23年度	平成24年度	(補正申請) 平成24年度	平成25年度 _{※3}
NTT東日本	4,194 円	3,568 円 (▲626 円)	3,403 円 (▲791 円)	3,380 円 (▲814 円)
	3,500 円	3,264	3,264 円	3,093 円
	159 円	134	134 円	117 円

	施設設置負担加算料	170 円	170	170 円	170 円
	平成20年度～22年度に係る乖離額	365 円	—	—	—
乖離額	平成 22 年度に係る 乖離額	—	—	▲165 円	—
NTT西日本		4,784 円	4,578 円 (▲206 円)	4,357 円 (▲427 円)	3,426 円 (▲1,358 円)
光ファイバ		3,830 円	3,468 円	3,468 円	3,169 円
FTM		113 円	102 円	102 円	94 円
施設設置負担加算料		163 円	163 円	163 円	163 円
	平成20年度～22年度に係る乖離額	678 円	845 円 _{※4}	845 円 _{※4}	—
乖離額	平成 22 年度に係る 乖離額	—	—	▲221 円	—

※1 1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:51 円、西:60 円(平成24年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 平成25年度接続料については、平成23年度に生じた乖離額の調整が行われる予定。

※4 NTT西日本においては、平成23年度以降の接続料の認可時に、前回算定期間に於ける光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料の低減率と同程度が低減されるように、前回算定期間(平成20年度～22年度)に係る乖離額を平成23年度接続料及び平成24年度接続料に配分。

3. 光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)に係る接続料

1) 平成22年度において生じた乖離額の算定

光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)に係る接続料は、光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料で算定した乖離額のうち、光ファイバの主回線(局舎から局外スプリッタまでの区間)部分及び FTM に係る乖離額のみを加算して算定される。これを平成24年度における稼働芯線見込み数で除することにより算出される1芯当たりの乖離額は以下のとおり。

■ 乖離額(シェアドアクセス方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	(▲27 億円)	▲30 億円	▲58 億円
	1 芯当たり乖離額		▲146 円	
NTT 西日本	乖離額	(▲22 億円)	▲39 億円	▲61 億円
	1 芯当たり乖離額		▲194 円	

2) 接続料の算定

一芯当たり乖離額を算入した光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)の接続料

は以下のとおり。

■光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)の接続料_{※1} (タイプ1-1)

		(現行) 平成23年度	平成24年度	(補正申請) 平成24年度	平成25年度 _{※2}
NTT東日本	光ファイバ(主回線部分)	3,756 円	3,155 円 (▲601 円)	3,013 円 (▲743 円)	2,986 円 (▲770 円)
	FTM	3,000 円	2,781 円	2,781 円	2,626 円
	施設設置負担加算料	159 円	134 円	134 円	117 円
	平成20年度～22年度に係る乖離額	146 円	145 円	145 円	144 円
	乖離額	356 円	—	—	—
	平成22年度に係る乖離額	—	—	▲146	—
	局外SP _{※3}	95 円	95 円	99 円	99 円
	光ファイバ(主回線部分)	4,298 円	3,995 円 (▲303 円)	3,846 円 (▲452 円)	3,055 円 (▲1,243 円)
	FTM	3,316 円	2,995 円	2,995 円	2,733 円
	施設設置負担加算料	113 円	102 円	102 円	94 円
NTT西日本	平成20年度～22年度に係る乖離額	141 円	141 円	141 円	141 円
	乖離額	686 円	715 円 _{※4}	715 円 _{※4}	—
	平成22年度に係る乖離額	—	—	▲194 円	—
	局外SP _{※3}	42 円	42 円	87 円	87 円

※1 1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※2 平成25年度接続料については、平成23年度に生じた乖離額の調整が行われる予定。

※3 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年更新されるもの(現行の平成23年度以降の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成23年度のもの、申請接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成24年度のもの)。

※4 NTT西日本においては、平成23年度以降の接続料の認可時に、前回算定期間ににおける光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)の接続料の低減率と同程度が低減されるように、前回算定期間(平成20年度～22年度)に係る乖離額を平成23年度接続料及び平成24年度接続料に配分。

3)光信号分岐端末回線に係る加算料

シェアドアクセス方式では上記接続料に加えて、局外スプリッタから加入者宅までの光信号分岐端末回線の利用に係る加算料_(※)(実績原価方式により算定)が以下のとおり必要となる。

※ なお、光信号分岐端末回線に係る加算料については、(1)NTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合(キャビネットに係る費用について、キャビネットの有無の割合に応じて加重平均して設定)の料金と、(2)NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西又は接続事業者設置のキャビネットに収容された光信号分岐端末回線を利用する場合の料金の2通りが設定されている。

■光信号分岐端末回線に係る加算料

(NTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合)(タイプ1-1)

	現行接続料(平成23年度)	平成24年度
NTT東日本	310 円	274 円 (▲36 円)
NTT西日本	354 円	317 円 (▲37 円)

■光信号分岐端末回線に係る加算料

(NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西設置のキャビネットに収容された
光信号分岐端末回線を利用する場合) (タイプ1-1)

	現行接続料(平成23年度)	平成24年度
NTT東日本	310 円	287 円 (▲23 円)
NTT西日本	354 円	329 円 (▲25 円)

※ このほかに、1分岐ごとに回線管理運営費(東:51 円、西:60 円(平成24年度。実績原価方式により申請中))が必要。

【参考】乖離額調整に係る検証

(1)前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における乖離額に係る調整

前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における加入光ファイバ接続料においては、情報通信審議会(平成20年3月27日)の答申を踏まえ、NTT東西から補正申請がなされたことを受け、当該算定期間分に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。

今般、平成22年度の接続料収支の実績値が判明したため、乖離額調整の調整方法の妥当性の観点から、改めて当該算定期間における乖離額に係る調整について検証を行うこととする。

当該算定期間における加入光ファイバ接続料においては、算定期間に生じた乖離額を次期接続料等において調整することとされ、また、その調整額は、「予測費用と実績収入の差額」とされていた。しかし、当該算定期間における実績費用は、予測費用を大幅に下回っていたことから、適正なコスト回収を図るという観点から調整方法を一部変更し、「実績費用と実績収入の差額」を乖離額として接続料原価に算入することとされた。平成22年度の接続料収支の実績値を踏まえた、これら双方の乖離額は以下のとおり。

■平成20年度～22年度における予測費用・実績費用

	予測費用	実績費用	実績収入	予測費用と 実績収入の差額	実績費用と 実績収入の差額
NTT 東日本	3,832 億円	3,540 億円	3,474 億円	358 億円	66 億円
NTT 西日本	3,762 億円	3,354 億円	2,993 億円	769 億円	361 億円

平成22年度の接続料収支の実績値を踏まえた前回接続料算定期間における加入光ファイバコストの推移は以下のとおりであり、3年間の総額で見た場合、NTT東西ともに実績費用が予測費用を下回っている。

■平成20年度～22年度における光ファイバコスト

		H20実績	H21実績	H22実績	3年間総額
NTT 東日本	実績費用	1,214 億円	1,171 億円	1,155 億円	3,540 億円
	予測費用	1,005 億円	1,300 億円	1,528 億円	3,832 億円
	差分	+209 億円	▲129 億円	▲373 億円	▲292 億円 (▲7.6%)
NTT 西日本	実績費用	1,196 億円	1,117 億円	1,041 億円	3,354 億円
	予測費用	972 億円	1,209 億円	1,581 億円	3,762 億円
	差分	+224 億円	▲92 億円	▲540 億円	▲408 億円 (▲10.8%)

※()内の数字は、予測費用に対する実績費用の増減率。

しかし、稼働芯線数についても実績芯線数が予測芯線数を下回っているため、当該芯線数の減少に応じたコスト削減がなされているかという点にも着目する必要がある。

■平成20年度～22年度における稼働芯線数(千芯)

		H20実績	H21実績	H22実績	3年間計
NTT 東日本	実績芯線数	1,853	2,262	2,606	6,721
	予測芯線数	1,942	2,528	2,981	7,451
	差分	▲89	▲266	▲375	▲730 (▲9.8%)
NTT 西日本	実績芯線数	1,589	1,820	2,122	5,532
	予測芯線数	1,798	2,239	2,939	6,976
	差分	▲209	▲419	▲817	▲1,444 (▲20.7%)

※()内の数字は、予測芯線数に対する実績芯線数の増減率。

この点、現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、認可条件として、コスト削減インセンティブを確保する必要性から、需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取組について、平成24年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告することとされている。NTT西日本においては、平成22年度末時点の実績芯線数が平成23年度以降の接続料の算定に用いた予測芯線数を下回っている(次ページの表参照)ため、今般の申請に合わせ、故障修理等の業務効率化や無派遣工事の推進等によるコスト削減を進めている旨の報告が行われている。

(2) 現行接続料算定期間(平成23年度～25年度)における乖離額に係る調整

現行の平成23年度以降の接続料に係る乖離額調整制度においては、平成23年度から平成25年度の各年度における接続料収支の実績値が判明するたびに、速やかに調整を行うこととされており、その調整額は、各年度における実績費用と実績収入の差額とされている。

当該乖離額調整制度については、現行接続料に係るNTT東西からの当初申請案において恒久的な制度として位置づけられていたところ、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成23年3月29日)において、「乖離額調整に係る規定の修正(恒常的な制度として接続約款の本則に位置づけるのではなく、特例として附則に規定すること)を行うこと」とされたことを受け、NTT東西から補正申請がなされ、これを認可したものである。

当該乖離額調整制度を含む、現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、認可条件として、平成23年度から平成25年度までの半期ごとの状況について各期間経過後2ヶ月以内に総務省に報告することとされている。

平成22年度末時点では、NTT西日本において実績芯線数が予測芯線数を下回っているものの、その乖離は、NTT東日本で約0.2%、NTT西日本で約0.9%である。また、直近の平成23年9月末時点では、NTT東日本において予測芯線数を下回っているものの、その乖離はNTT東日本で約0.5%、NTT西日本で約2.1%となっている。現時点においては、おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びていると考えられる。

■平成22年度～25年度末時点の稼働芯線数(千芯)

		H22年度末	H23年度末	(参考) H23. 9末	H24年度末	H25年度末
NTT 東日本	実績芯線数	2,739	—	2,855	—	—
	予測芯線数	2,734	3,006	2,870	3,210	3,382
	差分	5	—	▲15	—	—
NTT 西日本	実績芯線数	2,286	—	2,420	—	—
	予測芯線数	2,307	2,432	2,369	2,582	2,699
	差分	▲21	—	50	—	—

※H23. 9末時点の予測は、(H22年度末予測+H23年度末予測)／2。

平成23年度以降の接続料収支の実績値が判明した際には、引き続き乖離額に係る調整について検証を行うことが適当である^(※)。

※ 現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、(1) 予見可能性、(2) 公平性、(3)コスト削減インセンティブの観点から検証が行われた。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、審査事項 16 の審査結果が適となることを前提として認可することが適當と認められる。

審 査 事 項	審査 結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。 ただし、乖離額調整制度の扱いについては、別紙参照。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手續、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手續、②設置等の可否について回答を受ける手續、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手續、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手續、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手續、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。

8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関する当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第4号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)オ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	一部 保留	接続料は接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、乖離額調整制度については別紙のとおり。ただし、災害特別損失の扱いについては別紙のとおり意見招請結果等も踏まえて判断することが適當である。

17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	一	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別紙)

1. 乖離額調整制度の扱いについて

本件申請については、平成22年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を、平成24年度の接続料の原価に加えて算定するものであり、これは現行接続料規則上認められていないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。加入光ファイバ接続料においては、特例として将来原価方式の乖離額調整制度が認められているため、本件申請においてもこれを認めることが適当である。

2. 災害特別損失の扱いについて

本件申請については、平成24年度に適用される接続料の算定に必要となる平成22年度における実績費用の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積差額を減算した上で、これを算入した費用が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。これらの費用の算入とそれを前提とした接続料の額の適否の判断は、意見招請結果等も踏まえて行うことが適当である。